

ガイドライン運用面の見直し  
ワーキンググループ  
(用語解釈・範囲)

「重要な自然生息地」

「著しい転換または著しい劣化」

「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」

日時 平成26年8月25日(月) 14:02～17:20

場所 JICA本部 1階112会議室

(独)国際協力機構

## 助言委員（敬称省略）

|        |                                                 |
|--------|-------------------------------------------------|
| 石田 健一  | 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野 助教                |
| 鋤柄 直純  | 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹                     |
| 高橋 進   | 共栄大学 教育学部 教授                                    |
| 田中 充   | 法政大学 社会学部及び地域研究センター 教授                          |
| 谷本 寿男  | 元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 元教授 /<br>社会福祉法人 共働学舎 顧問 |
| 日比 保史  | 一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン<br>代表理事          |
| 松下 和夫  | 京都大学 名誉教授 / 地球環境戦略研究機関（IGES）シニアフェロー             |
| 柳 憲一郎  | 明治大学 法科大学院 教授・環境法センター長                          |
| 米田 久美子 | 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹                     |

## JICA

### < 事務局 >

|        |                  |
|--------|------------------|
| 宮崎 桂   | 審査部 次長           |
| 山邊 卓   | 審査部 審査役          |
| 長瀬 利雄  | 審査部 環境社会配慮審査課 課長 |
| 柿岡 直樹  | 審査部 環境社会配慮監理課 課長 |
| 篠田 孝信  | 審査部 環境社会配慮審査課    |
| 今中 由希子 | 審査部 環境社会配慮審査課    |
| 土生 真弘  | 審査部 環境社会配慮審査課    |

午後2時02分開会

○松下主査 それでは、環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの第2回ワーキンググループを開催いたします。

本日の議題は、用語解釈・範囲ということで、「重要な自然生息地」、「著しい転換または著しい劣化」、3点目として「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」、そういうことになっております。

本日の進め方ですが、お手元に資料が3点配布されていると思います。一つが、こういうスライド形式のものです。それから、もう一つが事前に委員から寄せられた質問・コメントです。それから3点目がJICA事務局のほうで用意いただいた質問・コメントに対する回答となっております。

まず最初に、全体の説明をしていただくということで、スライドについて事務局から説明をお願いします。

○土生 では、審査部環境社会配慮審査課の土生のほうからまずは説明をさせていただきます。座って失礼いたします。

事前に今日出席の委員、あと今日来られていない委員からコメントあるいは質問をいただいたのですが、まずはそれらを反映していない皆様に先日お配りしたものをベースに発表させていただいて、その後質疑応答の反映という部分について説明をさせていただけたらというふうに思います。

本日は用語の解釈・範囲ということで3点あります。1点目が、「重要な自然生息地」、2点目が「著しい転換または著しい劣化」、3点目が「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」、この3点の用語の解釈・範囲について議論をいただけたらと思います。

この3点はそれぞれ関連しておりますので、3点まずはすべて説明をさせていただいて、それからの質疑応答という形にさせていただきます。

「重要な自然生息地」に関連するJICAのガイドラインの規定としましては、別紙1にあります生態系及び生物相の1項にあります、プロジェクトは重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならないという文言があります。

この文言に関連しまして、JICAは今映していますようなFAQを設けております。問としましては、重要な自然生息地または重要な森林とはどのようなものですかというのがありまして、回答としましては世界銀行のセーフガードポリシーの定義を踏まえ、重要な自然生息地の例としては以下のようなものがあり得と考えられます。また、重要な森林は重要な自然生息地と認められた森林地域を言うものと認識しております。

1項目としまして、既に指定された保護地域、政府が公式に保護地域候補地とする地域、伝統的な地域コミュニティが政府の指定に先んじて保護地域と受け止める地域及びこれら地域を保護地域足らしめるに不可欠な地域。

2項目としまして、上記（１）項で規定する地域以外の類例として、例えば、保護地域に準じた存在として伝統的な地域コミュニティが受け止める地域、生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域、と解釈を書いております。

まずこの1点目の論点を書いております、まず1点目が、JICAのFAQにある「重要な自然生息地または重要な森林」についての回答では、一律の解釈が困難であるという点が挙げられます。

過去の助言委員会でも、「重要な自然生息地」に関する解釈について、先ほど述べましたFAQに基づいた議論がなされましたが、それぞれ解釈の根拠というものが曖昧で、解釈の幅というものが定まっていないと見受けられます。

JICAのFAQは「重要な自然生息地」を地域の特徴ではなく、保護地域として定義しており、「保護地域」の解釈をも包含しているという点が挙げられます。

JICAのFAQは世界銀行の定義を参考にしているため、自然生息地の特徴ではなく、保護地域であるかどうかで定義をしております。重要な自然生息地と保護地域との違いの整理がなされないままの議論が行われ、論点が合致していないというところも見受けられました。

「重要な自然生息地」の定義に関しての検討方針は、スライド7に挙げられるとおりです。JICAのガイドラインでは、2.6項で参照する法令と基準を定めており、JICAは環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。

ですので、JICAの過去の事例や世界銀行及びその他の国際機関等の規定を参考にし、定義をより明確にする必要があると考えております。

まず過去の助言委員会の議論について説明をいたします。これに関連する議論としましては、スリランカ国「モラガハカンダ開発事業」の助言委員会でこの解釈の議論がなされました。この件でJICAの解釈は以下のとおりです。

この事業で水没する地域の大部分は人々が生活圏として転換した土地である。また、当該地域は国が指定する保護地域ではないということで、この当該地域を「重要な自然生息地」ではないというふうに解釈しました。

また、水没地域だけに存在する地域限定の種は存在しないという点も含めまして、「重要な自然生息地」ではないという解釈をいたしました。

その一方で、全体会合に参加された助言委員の方々からは以下のような解釈がなされています。水没地域には多くの希少種が存在するという点だけで当該地域は「重要な自然生息地」に該当する。また、地域限定種は存在しないという理由だけで水没地域が「重要な自然生息地」ではないという根拠は妥当ではない。また種の保全に根本

的な影響が及ぶ場合は、その地域は「重要な自然生息地」とみなすことができるという解釈がなされました。

JICAによる解釈の基準は、当該地域が保護地域であるかどうか、希少種が地域限定種であるかどうか、また、種の絶滅の恐れがあるかどうかという点が挙げられます。

また、助言委員から挙げられた点での解釈の基準というものは、当該地域に希少種が存在するかどうか。希少種の保全に対する根本的な影響があるかどうかというところが挙げられます。

次のスライドに移りまして、過去の助言委員会で明らかになった課題というものを挙げております。この「モラガハカンダ開発事業」の助言委員会の中での議論からは、次の3点が課題として挙げられます。

JICAのFAQの回答にある重要な自然生息地の例として挙げられる、保護地域に基づいた解釈と、2個目の重要な自然生息地の特徴に基づいた解釈の区別というものが整理されておりません。

(1)と(2)の分類についてそれぞれの解釈順位というものは存在しないため、どちらの文言について議論を行うか自体が議論になっています。

3点目として、「著しい転換または著しい劣化」に該当するかも「重要な自然生息地」であるかどうかの解釈の議論に含まれています。

よって、この「重要な自然生息地」の解釈というものを整理する必要があります。

JICAがベンチマークとする世界銀行のセーフガードポリシーにおいては、「重要な自然生息地」の定義をスライド10に載せてあるような形で定義をされております。

また、IFCにおいても「重要な自然生息地」がスライド11のとおり定義されております。

スライド12にはADB、アジア開発銀行のセーフガードポリシーステートメントの中で定義されている「重要な自然生息地」の規定が記載されております。

前回のワーキングの中で基本的には世界銀行とIFCとADBという部分の例を参照することになっておりますが、参考としてアフリカ開発銀行のセーフガードシステムの中で規定されている文言も参考例として載せております。米州開発銀行の定義についても参考として載せております

これらの規定の中からJICA、世界銀行、IFC、アジア開発銀行の中でどのような解釈の違いがあるかというものをまとめております。世界銀行、JICA、米州開発銀行においてはIUCNの保護地域の分類と絶滅危惧種等の生息地との整理がなされております。

参考として、世界銀行の「重要な自然生息地」の定義の特徴としては、「重要な自然生息地」の特徴に基づいた定義ではないという点。まず、プロジェクトを行う地域が保護地域であるかどうかということをまず定義をして、この定義に該当しないケースに備えて「重要な自然生息地」を判断するための基準を設けております。3点目とし

て、IUCNの保護地域に関する分類に基づくかどうかだけで判断はできますが、その一方でその分類のみに依拠してしまうということにもなり得えます。

また、IFC、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行は、保護地域の定義とは区別をして、自然生息地の特徴に基づいた明確な分類を行っています。

下の表は今説明したものを簡単な形で載せております。また、それぞれのセーフガードポリシーが改定された年月についても設けております。

これらの検討を踏まえて、JICAとしては以下のとおりの方針を考えております。他の国際機関の定義及び解釈を参考にし、JICAは「重要な自然生息地」を以下のとおり解釈する。

「重要な自然生息地」と「保護地域」の区別を明確にする。

1点目として、「重要な自然生息地」のFAQにある「保護地域」としての解釈は削除し、(2)「自然生息地」としての解釈のみをFAQに載せる。2点目、「重要な自然生息地」の範囲を明確にするため、IUCNのレッドリストなどの具体的な事例を参考例として追加する。3点目、1点目を補完する文言として、現在のJICAのFAQの回答に含まれる「保護区に準じた存在として伝統的な地域コミュニティが受け止める地域」の文言は残す。

このような方針で次のスライドのとおり新しいFAQの回答案を作成いたしました。

問に関しては変わりありません。回答として、世界銀行のセーフガードポリシー、ならびに国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダードの定義を参考に、重要な自然生息地の例としては以下のようなものがあり得ると考えられます。少し割愛させていただきます。

重要な自然生息地とは、生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。

(1) 国際自然保護連合のレッドリストにおける「絶滅危惧1A類」及び「絶滅危惧1B類」に該当する種にとって特に重要な生息地。

(2) 地域固有種及び/または生息地域限定種にとって特に重要な生息地。

(3) 回遊性種及び/または群れを成す種の世界的に重要な集合体を支える生息地。

(4) きわめて危機的な及び/または独特な生態系。

(5) 重要な進化のプロセスに関連している地域。

第2項としましては、上記1項で規定する地域以外の類例として、例えば、伝統的な地域コミュニティによって保護されるべき存在として定義される地域というふうにFAQの回答案を作成します。

続きまして、「著しい転換または著しい劣化」の解釈について説明をさせていただきます。

これに関連するJICAのガイドラインの規定も先ほどと同じで、別紙1、生態系及び生物相に掲げられている定義になります。

この規定に関連して、JICAのガイドラインのFAQは以下のとおりになっております。  
著しい転換、著しい劣化とはどのようなものですか。

回答として、世界銀行のセーフガードポリシーの定義を踏まえ、著しい転換、著しい劣化の考え方については、以下のように認識しております。

著しい転換：重要な自然生息地足らしめる状態が、完全に消滅または著しく減少すること。

著しい劣化：重要な自然生息地としての種の保全機能が、著しく減少すること。となっております。

これに関連しての検討事項としては、以下の2点が挙げられます。

一点目として、JICAのFAQの「著しい転換または著しい劣化」の定義については解釈に幅がある。JICAのFAQにおいて「著しい転換または著しい劣化」が説明されているが、案件においての適用の方法が一律とはなっておりません。過去の助言委員会で、「著しい転換または著しい劣化」に関して、FAQに基づいた議論がなされましたが、その解釈は明確ではありませんでした。

二点目として、「著しい転換または著しい劣化」の議論が「重要な自然生息地」の議論の中で行われている。JICAのガイドラインでは、「重要な自然生息地及び重要な森林」を対象とした解釈を行っていますが、「自然生息地」一般を対象としたものではありません。なお、この「自然生息地」を対象とした議論は、後日開催されます運用見直しWGの環境社会配慮の方法（H）「生態系に及ぼす環境社会配慮の影響の考慮」で取り扱う予定にしております。

検討方針としては先ほどの「重要な自然生息地」の場合と一緒にです。

過去の助言委員会において、この「著しい転換または著しい劣化」がどのように扱われてきたかについて整理を行いました。先ほどと同じスリランカ国「モラガハカンダ開発事業」の助言委員会において議論がなされました。

JICAによる解釈としては以下のとおりになっております。1点目が、水没地域だけに存在する、地域限定種は存在しないということを根拠にして当該地域における活動は「著しい転換」とはいえないと解釈しております。また、開発行為が禁止されたエリアでないという点も「著しい転換」ではないという解釈の根拠にしております。

その一方で、助言委員による解釈は以下のとおりになっております。この開発事業においては3,000ヘクタールの水没が予定されておりましたが、その水没は緩和策がとられたとしても重大な影響であり、これは「著しい転換」に該当すると解釈されております。

JICAによる解釈の基準は、次の2点になります。種の絶滅の恐れがあるかどうか。2点目は、開発行為が前提となっている事業地での活動であるかどうか、という点です。

また、助言委員による解釈の基準は、重要な自然生息地での大きな影響があるかどうか。また、世界銀行では定義の中で例示がありますが、その例示に該当するという

ことも解釈の基準としております。

世界銀行ではこの「著しい転換／著しい劣化」を定義しておりますが、Operational Policy 4.04のAnnex Aの中では、スライド24のとおり定義がなされております。

また、IFCのPerformance Standardの中でもこの「著しい転換／著しい劣化」が提議されております。

アジア開発銀行における「著しい転換／著しい劣化」の定義に関しましては、世界銀行のセーフガードポリシーとほぼ同様の定義がなされております。

また、アフリカ開発銀行においてはIFCの定義を引用する形で定義がなされています。

これらの国際機関の定義を表にあらわした形のものがスライド28になっております。こちらに関しましては、委員から指摘がありましたので、それに基づいた形でスライド29を作成しました。本日お手元に配布している資料はないので前をご覧ください。

JICAと世界銀行、IFC、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行の中で重要な自然生息地を対象とした「著しい転換／著しい劣化」についての定義はすべての国際機関でなされていますが、自然生息地一般を対象としたものというのはJICA以外の世界銀行、IFC、ADB、AfDBで定義がなされています。また、「転換」の定義についてはそれぞれJICAその他国際機関においては同じ定義がなされている一方で、「劣化」の定義についてはその度合いをあらわす用語が二つの形で分けられています。JICA、世界銀行、ADBにおきましては「著しく減少する」という用語が使われている一方で、IFCとアフリカ開発銀行においては「著しく最小化する」という文言が設けられています。

これらの中からJICAにおきましては主に「重要な自然生息地」を念頭においた解釈がなされており、希少種等の絶滅や著しい減少を避けようとするといったものが前提となっています。その一方で、世界銀行、IFC、ADB、アフリカ開発銀行におきましては自然生息地全体を対象にした解釈を行い、自然生息地の転換を避けようとするといったものが背景、前提としてあります。

これらの検討を受けてJICAでは以下のとおり方針を考えております。

プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならないという規定がありますが、その規定というものはガイドライン上「著しい転換または著しい劣化」の対象は「重要な自然生息地」「重要な森林」とされております。

また、先ほどのスライドにあるとおり、他の国際機関における定義については、背景やその文言の使い方に差異はありますが、大きな違いはないというふうに考えております。

これらの差異によりJICAの協力事業に影響を及ぼすことは想定されません。よって、JICAのFAQにある「著しい転換、著しい劣化」の文言については、変更は行わないというのが方針となっております。

問については変更がなく、回答としまして、今回検討を行った国際金融公社、アジ

ア開発銀行等の文言を加えております。

続きまして、3点目の「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」についての説明を行わせていただきます。

JICAのガイドラインの規定におきましては、別紙1の法令、基準、計画等との整合の中で規定がなされています。

第2項におきまして、プロジェクトは原則として、政府が法令等により、自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地域の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りではない。）また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない、と規定されております。

論点としましては以下のとおりとなっております。JICAのFAQには「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」の解釈について回答がない。また、「特に」と「原則として」の解釈の範囲が曖昧である。例示がないため、どのような地域を想定しているのか解釈が困難である。例えば、国立公園であれば一律にプロジェクトは実施できないのか。または、国によって開発行為が許可されている場合はプロジェクトの実施は可能であるのかなどが挙げられます。

なお、「特に」と「原則として」の解釈は本日の中で取り扱いますが、プロジェクトの要件については運用見直しWG環境社会配慮の方法（H）「生態系に及ぼす環境社会配慮の影響の考慮」で議論することとします。

検討方針につきましては、先ほど説明した1と2と同じ形となっております。

過去の助言委員会でこの解釈がどのように扱われてきたかについてまとめております。ウガンダ国「アヤゴ水力発電所整備事業」の中でこの文言の解釈が行われました。JICAにおける解釈は以下のとおりになっています。

事業は「保護地域」である国立公園の中で行われるので、この当該地域は「特に」指定した地域に該当すると解釈しております。

また、それに加えまして、国立公園の中ではあるが、以下の諸点を勘案しプロジェクトを実施し得ると判断しております。その要件として5点がこちらのスライドに掲げられているようになっております。

その一方、助言委員による解釈は次の2点となっております。事業は「保護地域」である国立公園の中にあるので、当該地域は「特に」指定した地域に該当するであろう。その一方、「原則として」の例外の要件としてJICAが掲げた五つの条件が該当するかどうかというものは判断が難しいというふうに結論づけております。

この助言委員会で明らかになった課題を整理しております。3点ありまして、1点目が、「原則として、……地域の外で実施されねばならない」の解釈がないため、プロジェクトが実施される「例外」があるのかどうか曖昧である。

「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」の「特に」の部分の解釈が

ないため、どのような条件において「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」では例外として事業実施が可能なのが曖昧である。

3点目として、「重要な自然生息地」の視点からの条件と、「特に指定された地域」としての視点からの条件とが区別されておりません。

ここで課題は2点ありまして、1点目は、「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」の解釈を行う必要がある。2点目としては、「重要な自然生息地」と「保護地域」における事業実施要件の解釈を行う必要があるという点が挙げられます。2点目につきましては繰返しになりますが、事業実施、運用見直しWG環境社会配慮の方法（H）「生態系に及ぼす環境社会配慮の影響の考慮」で議論することとしています。

他の国際機関では、この自然または文化遺産保護地域についてどのように定義をしているかですが、IFCのPerformance Standardではスライド38のとおり定義を行っております。

IFC以外、世界銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行においても定義を行っておりますが、それらをまとめますとスライド39のような形になります。

世界銀行では環境保護地域の定義を行っている一方で、文化保護地域の定義や例示というものは別のポリシーの中で定義を行っております。

IFCにつきましては法的に保護される地域と国際的に保護されると認識されている地域というもので明確に定義を行っておりますし、文化保護地域についても同様に定義を行っております。

アジア開発銀行におきましては、自然環境の保護地域につきましては明確な定義を行っておりますが、文化保護地域につきましては世界銀行と同様の形で定義を行っております。

アフリカ開発銀行におきましてはIFCの定義を引用しつつ定義を行っております。

これらの検討を踏まえまして、JICAは以下のとおり方針を定めます。

他の国際機関においては「自然保護や文化遺産保護のために指定された地域」の以下の点から定義を行っている。3点ありまして、1点目は国内法制度の下で指定された自然保護地域。2点目としては、国際条約を通じて保護を目的として登録された自然保護及び文化保護のための地域。3点目としては、国内法制度の下指定された文化保護地域があります。

これらの3要件は、JICAのガイドラインの規定の主旨と一致すると考えられますし、「特に指定した地域」の部分の解釈に当てはまると考えます。

これを踏まえて、スライドの41のとおりFAQの回答案を作成いたしました。

問としましては、法令等により「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」とはどのような地域ですか。回答として、世界銀行のセーフガードポリシーや国際金融公社のパフォーマンススタンダードの定義を踏まえ、「法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」の例としては以下のようなものがあり得

と考えられます。

自然保護のために特に指定したとしては2点が挙げられます。第1項として、国際自然保護連合（IUCN）により定義された保護地域のルールに基づき各国が特に自然保護のために指定した地域。これらの地域は、領域が明確に定義され、自然保護、並びに当該地区の生態系サービスや文化的な価値の保護の達成を目的として、計画に基づいて管理されている地域となります。

2項目としましては、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）世界遺産条約における世界遺産リスト、UNESCO生物圏保存地域、IUCNの生物多様性重要地域、及び、ラムサール条約の下登録された湿地。

文化遺産保護のために特に指定した地域としましては2点ありまして、1点目、UNESCO世界遺産条約における世界遺産リスト。2項目として、国の法令により文化保護地域として指定されている地域が挙げられます。

以上が3点の解釈についての説明になります。

○篠田 配布資料の説明は以上なのですが、今の配布資料を受けまして、事前に皆様から47個の質問、またコメントをいただきました。お忙しい中事前にお送りいただきまして大変にありがとうございました。

本日はこの中での協議を円滑に進めるために、JICAのほうで回答ドラフトというのを作成し、皆様にお配りしているとおりでございます。そして、このいただいたご意見や質問なんかをすべて可能な限り当方で踏まえたものをFAQに反映した案をつくってまいりましたので、これをちょっと今からご説明させていただきたいと思います。

この案、または今回のワーキンググループに当たって、我々のほうで考えている前提を、すみませんが、4点ほど、言わずもがなかもしれないのですが、簡単に補足をさせていただきますと。

今までのスライドの中で、1点目なのですが、または事前配布資料配布のときに私のほうからメールでもご案内しているのですが、保護区とか保護地域とか、また自然生息地、その中での事業実施の可否ですとか、またはもっと広い生態系、希少種の例えば影響の範囲とか、そういう議論については別途のワーキンググループを設定して、そこでご意見をいただければというふうに考えております。

今回は第2回目ということでかなり短い期間で今回用意をする関係上、用語の定義というところに絞って今回議論させていただければというふうに考えております。かなり広い分野だということは十分理解しておりますけれども、この短い時間の中で何とかコンセンサスをこの三つの点について得られればと思っておりますので。ちょっと一部議論を絞らせていただいている点ご了承ください。

○石田委員 その前提で意見いいですか、簡単ですが、恐らく自然生態系とか重要な森林とか生態系とか自然分野というのは社会環境配慮の中で大きなウェイトを占めると思うんですね。最初委員会の中でも余り重視されてなかったのですが、

私たち委員に自然系が多いせいか大分意見が出るようになった。多分カウントすると3割ぐらい出てると思うんですよ。だから、時間がないから2時間でやりたいということではちょっとないような気がするんです。時間がなければもう一回同じ、これ第2回目ですけれども、2のAをやるとか2のBをやるとかそういう方向にいったほうが望ましいのではないのでしょうか。

ですから、私の要望は時間で切らないでいただきたい。

○篠田 そういった意味で、第2回目という意味ではございませんけれども、2回目という意味も含めて、今回いろいろいただいた意見も踏まえて次回の生態系ワーキング、生態系ワーキングという名前がいいかどうかわからないのですけれども、また別途議論させていただく時間を踏まえております。

それで、次回そういった意味でかなり広い分野になると思っております、今日時間があればなのですけれども、皆さんに例えばこういうことを重点的に議論したほうがいいのではないかというところもご意見をいただく時間を設けられればなというふうに思っております。なので、今日いただいた議論も踏まえますし、また皆さんがほかにお考えになられているこの件に関連するものについても別途時間をとる関係でこういった問題意識があるかというご意見を皆さんからお寄せいただければというふうに思っておりますので。時間でバサッと切ってもうなしというつもりはございませんので、ご了解いただければと思います。

○石田委員 はい、よろしくお願いします。

○篠田 そういった意味で、今回FAQをつくってございますけれども、これは第1回でもそうだったのですけれども、これですべての定義だとかすべての解釈がすべてクリアカットになるというものではないというのは残念ながら認識しております、これまで少し曖昧だったものもあるかと思うので、それをより明らかにするといった意味でFAQをよりよいものをつくるというものでFAQを改定するというようなことを考えてございます。

また、今回ガイドラインの文言をやはりもとにしてFAQをつくってございまして、これも第1回でもあったのですけれども、ガイドライン自体を変えたほうがいいとか、不適切ではないかとかそういったご意見もいただいているところがございますが、あくまでそのガイドラインをもとにした運用の仕方ということで今回見直しワーキンググループをさせていただいております。ただ、いただいたご意見はいただいた論点として特記して、この見直しで十分明確にして取りまとめていく予定でございます。

あとは、今回については過去の議論、モラガハカンダですとかアヤゴですとかそういったものが出てきてございまして、私ども議事録なんかやほかの資料なんかもなるべく詳細に調べたつもりなのですけれども、スライドの中等で不適切な文言があったりしたかもしれません。その点は申しわけなかったと思うのですけれども、過去の議論をやはり運用としてどのような形で今後明確にしていくかという点が重要だというふ

うに考えておりますので、ご了承いただければというふうに思います。

それでは、ちょっと回答の改定案というようなものをつくってございますので、簡単にご説明させていただきたいと思います。

○今中 皆さん、短時間の間でコメントいただきまして、ありがとうございます。JICAのほうでいただいたコメントでFAQの回答案をこのように変えてはどうかというご指摘の中で、こちらとしてもぜひ反映させていただきたいと思う点については既に回答案のほうで今回新たに修正をして皆様にご説明させていただきたいと思います。それ以外いただいたコメント等で若干のこちらからのご説明、また皆様との議論が必要な点に関してはコメントに対する回答案をベースにご説明させていただきます。

まず、申しわけないのですが、皆様のお手元にお配りしていないため、画面のほうを見ていただければと思います。こちらが最初に「重要な自然生息地」または「重要な森林」とはどのようなものですかというFAQに対する回答です。

お配りしております皆様にいただいた質問・コメントへの回答案のまず最初からいただいている点として、11番の谷本委員にいただいているコメントがありますが、（１）のところの「希少種」以降のところをより理解を適切にするために、「種の保全のために」という言葉を加えてはいかがですかというコメントをいただいております。こちらの回答案のほうにおいても、「絶滅危惧種にとって」の後に、「種の保全のために重要な地域」というところを追加しております。

また、コメントいただいているものの13のところなのですが、田辺委員、田中委員から、1から4の内容というものが例示であるということを明確にしたほうがよろしいというふうなコメントをいただいておりますので、こちらの回答案への追加としては、重要な地域であり、「例えば次のものが挙げられる」という点を追加しております。

また、コメント14のほうで鋤柄委員からいただいている、「生息地限定種」という表現はわかりにくいので、「分布域が限られている種」としてはいかがかというコメントも反映させていただいており、そのようになっております。

また、コメント16の谷本委員と田中委員からのご指摘を反映いたしまして、「極めて危機的な及び／または独特な生態系」の後に、生態系だけで切ってしまうのではなくて、「生態系が認められる地域」というふうに修正をしております。

あと17のコメントで米田委員のほうから、そもそもの定義の頭のところにあります「生物多様性保全上」というものがあるのですが、それだけでは明確な表現にはなっていないため、「及び／または生態系の主要な機能維持の上で極めて重要な地域」という「主要な機能」を追加した形で「重要な自然生息地」を定義しています。

次に19のコメントで、谷本委員と鋤柄委員のほうから、2.のところの伝統的地域コミュニティによって保護されるべき地域が、例えば保護されるだけでなく、活用されている地域なども含めてはどうかというコメントをいただいております。活用され

ているというだけではなく、より広い概念を包含している鋤柄委員のご提案として、「考えられている地域」という言葉を追加しています。

以上のとおり、先ほど土生のほうから提案したJICAのFAQの回答案にさらにご指摘いただいたコメントのほうを反映して、現在の回答案をこちらのとおりにいたしたいと思います。

次に、「著しい転換または著しい劣化」とはどのようなものですかという回答案に対するコメントとして、現在いただいているものがコメント30番のところで、冒頭の文章に「JICAの協力する事業の実施に伴って発生する」を追加するというコメントを谷本委員から頂戴していただき、反映しております。

31のコメントで谷本委員から、「重要な自然生息地である」というふうにするほうがわかりやすいということで、こちらも修正を反映しております。

コメント35の石田委員より、JICAの定義は世銀のものとの乖離がないようにしておりますので、IFC及びADBなどという文言は削除させていただいております。

あともう1点、コメント37の日比委員のほうから、「著しい劣化」の定義について、修正案として、「重要な自然生息地として当該地域の原生種を保全し、それを維持する機能が、著しく減少すること」というふうに修正させていただいております。もとが「自然生息地としての種の保全機能」というふうにあったのですが、「原生種を保全し、それを維持する機能」というふうに修正されております。

次に、最後の「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に関する回答案に関しては、コメントで頂戴した40番、田中委員のほうからいただきました、「法令により」ということを追加することによって保護区というものを定義がわかりやすくなるために、「法令により」という言葉を追加させていただいたのと、あと、41のコメントで、鋤柄委員と高橋委員のほうから、国だけではなくて、地方政府なども保護区を認定する機関として挙げられますので、「国など」と「など」を追加しております。

あと、42のコメントで高橋委員のほうから、文化遺産の1.のところで、「世界遺産リスト」というふうに表現が止まっていたところを、リストではなくてそこに「掲載されている地域」というふうに修正することによって地域であることがわかりやすいために、そのコメントも反映しております。

あともう1点なのですが、コメント39番のほうで谷本委員のほうから、文化遺産保護区の中に「伝統的地域コミュニティによって保護されるべき存在として定義される地域」は入らないのでしょうかというふうなコメントをいただいておりますが、保護区になっていなければ含まれないというふうに理解はしておりますが、その点回答案のほうで誤解が生まれないように、保護区でない地域においてもJICAのガイドラインでは影響を及ぼしやすい地域の例示として配慮をしていますというコメントを追加しております。

このような形でご指摘いただいたコメントを修正案のほうで反映できるものに関してはこのように反映をさせていただいておりまして、議論の時間のほうでさらにこれをどのように修正、改善できるかというところをお話しできればと思います。

○篠田 すみません、長々説明しましたが、いただいたコメント等を踏まえた改定案までの説明としては以上であります。ありがとうございます。

○松下主査 ありがとうございます。

これまで事務局から当初配布された資料の説明と、それから各委員から事前に出された意見を考慮した改定版のFAQについて説明がございました。

それで、今後これからの進め方ですが、議題が三つに分かれていますので、それぞれのパーツについて議論をしていきたいと思います。今回は先ほど説明がありましたように、用語の解釈・定義に絞って、それで生態系に及ぼす環境社会配慮であるとか事業実施の可否については別途、11月10日だと思いますが、予定されているワーキンググループで検討するということですので、どういうことを検討するかについてはまた今後、今日時間があれば議論をするという形で進めたいと思います。

それで、最初にガイドライン見直しワーキンググループ解釈・範囲の回答が書かれたペーパーがありますが、それについて番号で言うと1番から26番までが最初の「重要な自然生息地」に関する質問・コメント、それに対する回答となっております。これをちょっとご覧いただいて、それぞれ提出された委員のほうから回答を踏まえた追加的な意見であるとか、あるいはこれで了承できるかどうかとか、そういう形で1番から順番に検討していきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、1ページ目の1番、米田委員、いかがでしょうか。

○米田委員 一つ一つやっていくとすごく難しい問題のような気がしています。ここでは「重要な森林」だけを特出しする必要があるのではないかとことを言っているのですが、高橋委員のご意見の中にありましたので「重要な森林」という言葉の意味が理解できたように思います。ただ、やはりいろいろなある生態系の中で森林だけを特出しするのはやはり不自然かなというふうに思っています。これはとりあえずまた次の議論になるということなのではないでしょうか。

○松下主査 一応回答のほうでは今回が現在のガイドラインの文言を基にして協議するというので、当然こういう論点があり得ると思いますので、今後の論点として残しておくことは可能だと思います。

○石田委員 すみません、関連してちょっといいですか。

私も同じような疑問を抱いて、僕はもともと漁業屋なので何で海が入らないのかなととても不思議だったのですよね。そういう理由から始まる。恐らく森林が長く取り上げられてきたということからきているのかな、そういう経緯かなと思うんですが、それでもなんかおかしい気はするんですよね。主要な生息地にプラス森林と、では海はどうしてくれるんだと。それから、木は生えてませんけれども、大切な守らな

ければいけない13,000m以上の高地とかあるわけですよ。

だから、それで私はどういうふうに書いていただけるかなと思って、22番のところがなのですが、世銀のほうでそういうふうに定義されていますというご回答をいただきました。これはだから政治的プロセスとしては理解できるのですけれども、利用者がガイドラインをこれから使おうというときに、これではなんかわかりづらい気がするという、以上コメントです。

○松下主査 日比委員からも23番で同様の指摘が出されて。

○日比委員 そうですね、私も同様の感触を持っております。それで、25なんかで、ガイドライン自体の文言を今回のプロセスで変えるということにはならないのかなと思いますので、FAQの中でもう少しそこがわかりやすく、森林が特出しされているのはもういろいろな経緯があってガイドライン上は仕方がないとしても、FAQの中でそのガイドラインを見たそのガイドラインを使う人たちあるいは一般の方々が普通に読めばこれJICAは森林あるいは陸地のみを考えているのかなと早とちりする人がいても全く不思議ではない書かれ方かと思いますので、そういう間違いがないようなFAQにすべきかなと思って。海洋だけでもないと思うのですけれども、ここでは25の中で海洋も含めた森林以外の生態系も含むというような、何かそういう誤解を排除できるような文言を含めるべきではないかということは提案させていただいております。

○高橋委員 今森林の話が出ました、私も9番のところで「重要な森林」についてコメントを出しました。今お話がありましたように、このガイドラインの文言自身を変えるというのは現段階では検討の対象ではありませんから、あくまで現在の文言そのものを対象とするということのみ考えています。

その場合にやはり重要な森林というのはそれなりの意味があるのであって、重要な森林は重要な生息地とイコールであるというJICAのFAQの回答、今までのあるいは今後の方針には私は賛同できないということであります。

その重要な森林はここには書いてありませんが、いわゆる生態系サービスとしていろいろな意味合いがあるわけですから、例えばわかりやすく言えば、地域の水源になっているような森林、これのところをJICAの事業によってその水源機能を著しく損なわれるというようなことでその地域の住民たちがいわば生活していけなくなる、そういうようなことになるとこれは大変な問題になります。そういう意味でやはりこの重要な森林についてはきちっと定義をして残しておく、解釈としても残すと、そういうのが私の提案です。

以上です。

○松下主査 ありがとうございます。

今二つ論点があって、一つは「重要な森林」の定義自体の解釈ということと、もう一つは森林が特記されていることによって森林以外の、例えば海洋関連の生態系が対象とされていないという誤解を招くのではないかと、そういう論点があると思うので

すが。そういった観点から見て、今スライドを二つ出していただいています、FAQ自体をもし変えるとすれば何かそういう提案がありましたら。具体的には日比委員からの提案が出ていますが、いかがでしょうか。

○篠田 まず、ご意見とコメントありがとうございます。ガイドライン上、御存じのようにこういった文言がしっかり入っていて、「重要な自然生息地」と並んで「重要な森林」という形になっていると。なので、今回このような形でFAQをつくらせていただいたという背景はご理解いただいているとおりにかと思えます。ここで「重要な森林」をガイドライン上入っていますので引っこ抜くとか削除しますという形にはしない予定で考えております。

石田委員がおっしゃられたとおり、例えば海洋のほうが入っていないではないかとかそういったことは理解しておって、ただそういったものを別に無視をしているということは全くなくて、JICAとしては別紙3番のほうの影響を受けやすい地域の例示の中に、例えば生態学的に重要な生息地でサンゴ礁、マングローブ、干潟等というものを含めておって、海洋といったところも十分含めて事業を実施していくというところは間違いなくやっていくというところで理解はしております。

一方で、ここに含めるかどうかというところなのですけれども、今回は用語の定義と、ここの部分のガイドラインの文言が「重要な自然生息地」または「重要な森林」というところの定義を考えておりましたので、とりあえずこの二つの「重要な自然生息地」「重要な森林」というところに特化して回答案を今つくっているというふうな状況です。

○石田委員 一つお聞きしていいですか。日比委員が25番で提案されているところはもう既に今日今示されているスライドの中に含んでいただいているというような感じなのでしょうか。もう修正済みで含まれている。

○長瀬 先ほどご説明申し上げたとおり、はい。

○石田委員 わかりました。私、高橋委員のお話を聞いていてなるほどなと思ったんですけれども、そうなんですよ、森林は自然生態系のKey Areasというだけじゃなくて文化的にも社会的にもいろいろな意義を持っている、開発上の意義もとても大きいということであれば、例えば「重要な自然生息地」という説明があるので、その下にもう1個「重要な森林」とはという説明を加えればいかがですか。自然生息地としての重要性、それから社会的な重要性、歴史的な重要性、水源涵養としての重要性、コミュニティの村だとか共有林だとかいろいろあるじゃないですか。そういう例を挙げれば読み手はより明確になる、ああ、なるほどなと思ってもらえるじゃないですか。自然生息地としても重要だけれども、社会的にも生活領域としても生計としても重要であると。というようなのはだめでしょうか、作業増えますか。

○篠田 ご提案ありがとうございます。まさにここは生態系及び生物相というところで表現されているものなのですけれども、特に「重要な森林」というのは高橋委員が

らいただいたとおり、社会面にも関連するものであって、ですので回答のところで2.で伝統的地域コミュニティによって保護すべきと考えられる地域というのを書かせていただいております。ここでの例示が、伝統的地域コミュニティによって保護されるべきというのでさらにほかの例示があるということであればここに列記をさらにしていくというのは考えられるかなというふうに思います。

例えばここでは確か聖地ですとか聖なる森林とかそんなような文言をいただいていたかと思いますが、一般化した形で明確にそういったものを入れるものがあればここに列記をしていくということが考えられるかなというふうに思いますけれども、

○石田委員 テーマが自然生息地or重要な森林とはどのようなものですかねと、1番、自然生息地、2番重要な森林と大胆に書いてしまうのはだめでしょうか。その下に伝統的地域コミュニティだとかいろいろ例示を挙げればとても、私がユーザーだったらわかりやすいなど。

○高橋委員 私の9番の質問に対して2番で、伝統的地域コミュニティで含めているというご回答をいただいておりますが、それはどうも含まれていると私は理解できないのですよね。あくまでも重要な森林というのは重要な生息地を言うものだということで、重要な生息地とは1と2。となると、世銀などでも聖なる森林というようなこと例示を出していますけれども、そういう世銀の出している例示も含めて私が挙げたようなものは、この文言からはどこからも出てこないのではないかというのが私の意見です。

○鋤柄委員 よろしいですか。今のお話を聞いていて、恐らくこの別紙1で言っている生態系及び生物相というところに「重要な自然生息地」と「重要な森林」と並んでいるというところが一つ恐らく今後考えたほうがいい部分としてあるのだと思います。さっき高橋委員がおっしゃった、地域の共同体が使っている生態系サービスというものに着目した見方というのは森林に限らず恐らく、干潟ですとかサンゴ礁ですとかそういうようなものがきっとあるだろうと。それは今後の議論だと思うんですね。

今日は、この文言は変えずに「重要な自然生息地」または「重要な森林」というところを誤解なく伝えるような、FAQで表現するということを考えると、余り森林に特化して神聖な森林とかですとか、さっきおっしゃっていた水源涵養機能ですとか、そういったものを森林だけで余り詳しく言ってしまうのもちょっとバランスとしてはどうかなという気はします。

ですから、網羅的に例示するのではなくて、本当に例えばというようなこういう機能も含んでいますというぐらいの、具体的にこういう案がというふうには申し上げられないのですけれども、その誤解のない範囲で説明するというのをもう少し加えられることを考えたほうがいいのではないかなという気がします。すみません、余りまとまってませんでした。

○長瀬 私どもFAQの立てつけとしては、最初に「重要な森林」は「重要な自然生息地」と認められた森林地域を言うものとしていますというふうにまずやった上で、そ

れで「重要な自然生息地」としては1、2.というふうにある意味包含するような形で書かせていただいています。決して森林を無視しているわけではないのですけれども、もし何かもうちょっとわかりやすいやり方が、こういうふうに書いたほうがわかりやすいというのがあれば具体的に教えていただければありがたいと思います。

○日比委員 もとのガイドラインの文言が変えられないとすれば、重要な生息地または重要な森林なので、もちろん包含していてもいいのかもしれませんが、普通に考えればある意味並列に成り立つコンセプトをここに掲げているというふうに考えるのが、国語の読み方としては自然なのではないかなというふうに思います。

そういう意味では、「重要な自然生息地」とはというのがあれば「重要な森林」というのがガイドラインを読み解くFAQとしてはよりスッキリするのかなというのは個人的には思います。では、何でここで「重要な森林」を特出しするのかというのはやはり私もそこは疑問に感じるところで。だから、もとがそうなので。

そこで私の提案は、だったら海洋とかほかのものはこの自然生息地に含まれますよというのをFAQの中で明記すれば、ある程度のバランスが図れるのではないかなというふうには考えますけれども、いかがでしょうか。

○松下主査 ありがとうございます。

私の一委員としての提案ですが、回答のところで最初の4行にまとめて言ってしまっていて、その後で重要な生息地という説明をつけているのでわかりにくくなっていると思います。従って、私の提案としては、最初の3行目ですね、「あり得ると考えられます。」で一度切って、その後に重要な生息地としてはということをすぐ書いて。それから、「重要な森林」のパラグラフは下に別途つくって、「重要な森林」とは上記これこれによって説明された重要な生息地。

○高橋委員 今の補足を私がしようかなと。

私としてはその「重要な森林」の定義を長々と書く必要はないと思いますので、このJICAのガイドラインの運用は世銀その他を参考にするというのが前提ですから、世銀に書いてあるような、例えば聖なる森林と言いますかね、そういうのを例として挙げればいいので、今松下委員長からのお話のようなことで、「重要な森林」は上記の「重要な生息地」と認められた森林のほか、例えば聖なる森など、伝統的地域コミュニティによって保護されるべきものを含みますとか何とか、そんなようなニュアンスですね。言葉はちょっと最終的な言葉は別として、そういうニュアンスで入れればいいのではないかなというふうに思います。

○松下主査 大きく構成を二つに分けて、1は自然の生態系、重要な生息地に関するセグメント、2は重要な森林に関する説明という形。

○篠田 どうもありがとうございます。そうしたら、いただいたご意見を踏まえまして、「重要な森林」というところの説明なり例示なりというのを少し加えさせていただくという方向にさせていただければと思います。

我々もどうしてこう列記になったのかというのは過去の有識者会議の議論なんかを見させていただいたのですけれども、残念ながらこの議論はなされていなかったようでして、文言として残って、書かれたということなので、背景としてどうしてこれがいうところは正直追えませんでした。ですので、いただいたご意見のとおり世界銀行なんかを参考にちょっと例示を書いて、わかりやすくすると。かつ、「重要な自然生息地」と「重要な森林」と両方の説明があるような形で、ちょっと今ざっとつくっていますけれども、このような形でまとめるという方向にさせていただければと思います。

○松下主査 ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 高橋委員が指摘された9番の「重要な森林」というのは、確かに自然の生息地、機能のほかに広がってるわけですよ、景観上であるとか、あるいは生物資源、生態系サービスであるとか、あるいは自然の聖地、信仰対象。これは1から5までの自然生態系に着目した「重要な自然生息地」とは、もう少し広い概念ですね、これらは含まれるのですか、「重要な森林」に。これ含むとするかどうかということで、文言ぶりが変わってきますね。

○篠田 ここの中では含まないとして、そういったものの配慮というのは別紙3にもある影響を受けやすい地域の例示の中に社会環境というのがございまして、そこに例えば考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域ですとか、少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域もしくは特別な社会的価値のある地域、一番最後がしっくりくるかなと思うのですが、そこで包含させていただいて影響を見るという形にすればわかりやすいかなと思いますけれども。

○日比委員 もしそういう整理であれば、一言社会的側面は別紙3にて扱いますというようなことを入れたほうが。もともと何であちこちに散らばっているのかというような、悩みながら読んでいたのですけれども。

○田中委員 本文が生態系及び生物相という自然系の項目出しのところにこの用語が入っているということで自然に着目しているということなのですね。であれば、FAQで今ご指摘のように、ここでは自然系の側面からといって、社会的側面については別紙3でというのを言及しておけばよいのではないのでしょうか。

○高橋委員 ただ、別紙3というのは必ずしも社会的な側面だけではないですね。これはすべて自然も含めて影響を及ぼしやすいセクター、あるいは影響を受けやすい地域というのを例示しているわけですから。ここで言ってるから必要ないとなると、これ自身がもう必要なくなるかもしれないですよ。自然生息地だって必要なくなっちゃいますよね。生態学的に重要な生息地とここにはあるわけですから。

○米田委員 17番で書いたのですけれども、これ最初からすごく気になっていたのが、「生態系及び生物相」というタイトルなのですから、ここに最初に書かれていた

内容はほとんど生物多様性の保全に関する部分で、生態系そのものに対する配慮というのが入っていなかったように思われるんですね。生態系サービスの話もすごく気にはなって、それで生態系の主要な機能維持の上でという文言を入れたらいかがかというふうに提案したのですが、一応その言葉でかなりの部分は生態系サービスについてはカバーされるかなとは思っています。

ただ、実際に挙げられている例示が1から5の部分にそういう内容が含まれていない。その生態系について触れられている4番も具体的な中身が余りよくわからないというところがあって、ちょっとここら辺を本当は直したいなと思ったのですが、世銀だとかIFCのほかの例の中に適切な文言が見つからず、新しく言葉をつくるのは適切ではないのかなと思って、ちょっとその辺問題意識を感じた部分です。

○今中 その点に関してはほかのドナーさんは「重要な自然生息地」以外に自然生息地そのものを定義してしまっていて、そちらのほうでかなりその機能についてとか生態系サービスを提供するものであるというような定義をなされているんですね。JICAのFAQでは現在自然生息地というものの自体を定義している回答はなく、今回もちょっとそちらのほうについては、議論は予定していなくて、次回の生態系のワーキンググループ、Hの運用見直しの会議をするときには自然生息地、一般的に、の定義を回答として議論できればと思っております。そのときに米田委員がご指摘いただいたような点なども反映した定義が整理できればと考えております。

○米田委員 ただ、自然生息地の定義がなく重要な自然生息地とは何かということを書くのは非常に難しいのではないかと思います。

○今中 まさにそうです。

○柳委員 この中にも影響のほうで触れている例えばサンゴ礁とかマングローブ林とかそういうものはのけているわけですね。でも、それは例示として入れているわけですね、重大な生息地という形で。だから、やはりここにもそういったものが反映されてないとわかりにくい、後でまた出てきてもですね。それとはまた別のものと受け取られるとまた解釈が、読んでいる人がわかりにくくなるという、そこはやはりこちらにも例示をしておくとか、それ必要なのではないですか。

○長瀬 冒頭ちょっと我々のほうからも説明申し上げたように、実はこの「重要な自然生息地」とかそういったところについて我々自身の事例の蓄積がすごく少ないというのが一つございます。なので、ある意味ほかのドナーさんから借りてきたようなこういう非常に一般的な言葉で例えばというようなことをせざるを得ない状況になっているというのはちょっと見ていただければと思います。

ただ、ご指摘のとおり、わかりにくいというところであれば、もっと例えばこういった書き方があるのではないかというのであれば、それはFAQだとかあるいは論点に反映することも可能ですし、そういった整理の仕方もあるのかなというふうには思いますが、いかがでしょうか。

○柳委員 例えば掲げられた1から5に具体例としてどういうところを考えているのかというのはここへ入れることができますか。

○篠田 ありがとうございます。1から5番までのところは今ちょっと長瀬の説明したとおり、JICAの経験上こういったものがありますといって引っ張ってくるのは、正直例示は難しい状況です。

他方、先ほど高橋委員とかほかの委員からいただきましたが、これだけだと社会が抜けているのではないかと、森林以外が抜けているのではないかと、そういったご懸念も出てきてしまうので、ガイドライン別紙3の例えば影響を受けやすい地域の例示の中に実は自然環境と社会環境両方とも入ってございまして、こういったものを入れておくことによってJICAとしてはそういったものが抜け落ちることなくすべて影響を見ますということを、ちょっとコンテキストが違いかもしれませんが、入れるということで誤解なりを防ぐことができるのではないかなというふうに思っております。

なので、直接的な回答の中ということではないのですけれども、今2.の下あたりにですね、ガイドラインでは、別紙3というところもあって、そこも包括的に見ていますということを含めるという形で理解を促すというふうにさせていただくのがよいのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○田中委員 先ほど米田委員が生態系ということで、私も十分に理解できているわけではないのですが、生態系が持っている機能とかサービスとか、そういうものが1から5の範囲の中で、固有種だとか希少種だとかあるいは危急種だとかそういうもの。つまりある種の生物多様性という観点から定義していて、例えば生態系サービスが提供されているとかそういうことは含まれないのではないかという指摘があったように思うのです。だからそういうものを考えるとすれば、4の5の次に6をつくるかどうかという話がありますね。そこは行き過ぎだということになれば、今度は2.の中に何かそういうことを言うかどうかということなのです。

それは特に森林の議論があって、森林の議論からそういうふうになったわけですが、確かに重要な生息地というのは希少種がいるだけではなくて、今言ったそこに依存していると言いますか、そこから生態系の恵みを持っていることもあるし、あるいは先ほど出たような信仰の対象になったりというものもあるのでしょうか。どこまで広げましょうかと、このところを、ということだと思います。

だから、ここでは自然要素に限定するとしても、今言った社会的な信仰であるとか、景観というのは自然景観というのがあるから自然系のことかもしれませんが、景観とかいった要素もあり、そういうものをこの重要な自然生息地の概念に入れるかどうかということだと思うのです。そこが一つの分岐点だと思いますね。そういうことかなと理解いたしました。

○日比委員 今田中委員からおっしゃっていただいた、私はこの6番なのか何番なのかはあれですけれども、「重要な自然生息地」というのは自然の種とか原生の状態だ

けを指すものではないと思いますし、重要な生態系サービスを提供するためには自然生息地、植物も含めた生物種が生息している面的な広がりが必要なわけですから、重要な生息地というのは重要な生態系サービスを提供する地域であるというのは、生態系、生物相の項の下に置いても何ら不整合になる内容ではないのではないかと。特に最近の生物多様性をめぐる議論の流れからいけば、入っていて全くおかしいものではない、むしろ入っているべきかなというふうには考えますけれども。

○石田委員 別紙1が生態系及び生物相となっていますけれども、例えば生物相、単純に昔の定義で言う生物多様なないしclassification、分類だと考えてもいいのですけれども、生態系という言葉を入れると、例えばethnographic botanyとか、ethnographyで生物というのはもう私の知る限り、私の学生時代ちょっとぐらいからもう出てきているんです。だから、生態系の中にも社会系が好きな人がいて、社会系の中で民族系の知識をどう取り入れていくか。WHOなんか薬草をずっとやってるのはまさしくそれに相当するわけですね。生態系と薬草と医療、全部結び付けて。だから、クロスボーダーの時代なんです。生態系といったときに古い定義、生息域だとか希少種だとか生物多様性、geneというだけではないのです。社会的に否が応でも入ってくるのです。

だから、そこはあと私たちというかJICAさんがどうお考えになられるか、あとユーザーにとってわかりやすいのがどういう表現かということで、私の私見ではある程度入れてあげてもいいのではないかなという気はしているのですね。

以上です。

○柳委員 印象でお話ししてもよろしいですか。ここで、赤字で書かれているやつはある意味では生態系とか生息地に関する学問的な分類なのですね、言ってみれば。ところが、別紙3で書いてある生態学的に重要な生息地、括弧して、サンゴ礁、マングローブ、湿地と干潟等としか書いてないのですよ、非常にアバウトに考えてきたわけですね。これはガイドラインをつくるときに生態系に非常に特化した人は余りメンバーとして2000年のときにもいませんでしたし、2001年になったってそんなにおられなかったわけですよ。言ってみれば環境省のプロパーの人が必要かなというようなところを入れてきたというのが実態なのですね。

僕は2000年に1年間お付き合いしましたので大体どういう人が出てきたかというのはわかっているつもりなのですが、そこでそんなに学問的に生物多様性条約以降に今日に至るまで延々と種の保存に関してのいろいろな取決めをどんどん進化させてやってきているというところまで全然思いが至らないでつくったところがあると思うのですね。それを今解釈のところで非常に学問的な精緻なこういうのを入れて、果たしてそれでいいのかどうか。わかるのかどうかということですよ、プロジェクトをやるときにですね。それは結構いろいろと逆に齟齬を生むのではないかなと。こういう分類を設けることは悪いとは言っていないけれども、すごく縛られてしまうと、逆に言えばですね。ほとんどプロジェクトをやる足かせになる。

むしろいろいろと今まで問題になったのは、こういう文言があったけれども、さっきアヤゴの事例も出されましたけれども、国立公園の中で実は開発が必要だというときに、逆に結果的には当該国が基準を緩めてしまって、そこでも開発できますよというような形にしてしまうと、そういうことがないような形にやはりやっていただくとようなガイドラインにしていかなければいけないと僕は個人的には思っている。そういうことが読み取れるようなQ&Aにしていかなないとなんかまずいのじゃないかなと思うのです。

これが悪いとは言っていないけれども、生物系の人にとってとか生態系やっている人には当然のことかもしれませんけれども、それをこのガイドラインとQ&Aに持ち込むことが本当にいいのかなと。ちょっと僕は根本的な問題提起させていただいているので、ちょっとどうなのかなと思いますけれども。

○松下主査 ちょっと今議論が広がってきましたので、ここでちょっと一回。

○篠田 すみません、今いろいろいただいたご意見を私ざくっとまとめると、まずこのFAQというのは別紙1の生態系及び生物相という中で重要な自然生息地、重要な森林が書かれているので、狭義な意味でその生態系、生物相に関連する問であって答を書くというのが、これが一番最低限のところだというふうに認識されると思われます。

ただ、今いろいろご意見いただきましたし、石田委員からもお話ありましたけれども、その中に生態系、生物相というのは単純に生態系、生物相だけで見られるものではなくて、社会の部分も入ってくるでしょうと。やはりそれを包含した形でやったほうがわかりやすいのではないかなというご意見をいただいているかと思います。そこはちょっと工夫をすることで、例えばガイドラインの別紙3やそういったところを入れることで包含しているということは説明できるのかなというふうに思います。

一方で、柳委員からは、こういったいろいろな学術的な定義を列記するというのにはある意味学問的にはあり得るし、定義的にはあり得るだろうと。ただし、見る人にとってはわかりづらい。なので、もう少しわかりやすい、これに該当する例示をつけたらわかりやすいのではないかなというご意見をいただいているかと存じます。これがどこまで例示を出せるのか、我々特に事例が申しわけないけれども余り多くなくてそういったものをなかなか出すのは難しいなというふうには正直なところ思っているのですけれども、そこについてどこまでわかりやすいものを例として出せるのか、それはちょっと検討する必要があるというふうに思います。

○田中委員 柳委員がおっしゃられたのはもっと過激なことだと思います。こういう分類はやめたらいいじゃないかということなので、それはなかなか厳しい考え方かと思います。代替案を出してもらってはどうか、ということなら。私はこういうので整理を始めているので、これでいいんじゃないかと思うんだけど。

○松下主査 これは例示ですから、それだけに限定するものではないですね。

それからやはり、これまでの当初議論されたときは重要な自然生息地とか重要な森

林ということが大事だということで取り上げているわけですが、その後の展開としてはやはり自然生息地と森林と、それから社会を結ぶ概念として生態系サービスが非常に注目されてきて、そういった観点から生態系サービスを改めてきちんとFAQで書くというのが一つのアプローチなのだと思うのですね。

ですから、柳委員のほうから具体的な提案があればまた考えたいと思いますが、一応今の回答案をベースとして、これをよりわかりやすいものにするというほうで少し議論を進めたいと。

○篠田 JICAとしましては、今5年目の運用見直しというところもあって、もう少しこれについては議論を積み重ねたり事例を積み重ねていきたいなというふうに思っております。それぞれについて事例が出せれば本当にベストだと思いますし、例えばそれらに関して知見を蓄積してガイダンスノートのような形でまとめるとか、そういった方向性があり得べき方向性だと思いますし、こういう学術的なものをなくしてJICAとしてこんな事例があってこういうものがありますというのを具体的に出せるというのはより明確になると思うのですが、ちょっとそこまでのものが今ないものですから、まずはこういった学術的な定義、例を挙げさせていただいて蓄積していくという方向性で検討できればなというふうに考えております。

○柳委員 恐らくこの19ページの生態系及び生物相というのは、別紙3の影響を受けやすい地域の例示の地域とその周辺と、それから自然環境と社会環境と書いてありますね、これを念頭にある程度置いておいて、生態系と生物相でまとめているのですよ。だから、では具体的な例示、ここに書かれているようなやつは生態系と生物相絡みのものだけをポンと解説をすれば、それはこういう地域のことを言っているのだというのがリンクしているのでわかりやすいと思うのですけれども。こういうふうに言っている、そうじゃないリンクしてないいわゆる学問的な考え方をパンと入れちゃうと、分類としてはきれいなものだけれども、わからない。わからないのではないですか、実際に。このプロジェクトがどこに該当するのかというのは。それは各プロジェクト提案者が考えなさいというようなもので、ではそれをQ&Aとして果たしていいのですか、わかるのですか、かえって難しいのではないかなというふうには思いますけれども。

○宮崎 柳委員のおっしゃるとおりだと思うのですけれども、逆にこういうふうに決めているほうが解釈するときにスパッとわかりやすいときもあると思うのですが。アバウトですと今までの論点にありましたように、委員の先生方はこういうのじゃないかとおっしゃり、JICAは、いや、こういうのだと言う、というようなことにならないためにある程度限定的にしているというところもございますので。そういう意味で今回この分類を試みました。それで、果たしてこれでワークするかというのは、またこの後5年間で積み上げていくのかなと思っております。今日いただいたような論点は10年後に向けて、あるいはもう一つの生態系のところで議論するときに参考にするということでは駄目なのかなというふうに思っておりますが。

○柳委員 非常に射程が広いので、例えば重要な生態系サービスを提供している地域も自然生態系があるところはほとんどある意味では持っているわけですよ。そういうところでプロジェクトは環境劣化を起こすようなことをやっちゃいけませんよということほとんど全部当たるといえることですよ。

○宮崎 そうですね、余り限定していないのではないかとのご指摘ですね。

○柳委員 ええ。

○宮崎 (1) あたりになるとかなり限定していると思うのですが。

○柳委員 ある意味では射程が広いので、全部環境配慮していただくということではいいのかもしれないですけども。

○日比委員 何度も世銀のガイドラインに準拠するというのが出てきて、その世銀のガイドラインの見直し次第が進んでいるということもあるかと思うのです。若干さらに混乱させることを言うかもしれないですけども、世銀のガイドラインの見直しの中で一つのハイライトになっているのが、生物多様性オフセットをどうするかという議論で、割と前向きにその議論が検討が進んでいるというのが皆様方御存じのとおりかと思います。そうなってくると、その世銀のポリシー自体にその修正が加わったときにどうするかというのは別途質問としてはあったんですけども。そうなった場合に、では重要な自然生息地というのをどう捉えるかというのは全然また見方が変わってくると思うのです。JICAがオフセットをするのかしないのかというのもまた検討としてあると思うのですけれども、仮にではそれをしていこうとなった場合に、この範囲を広げるのか狭めるのかというのはオフセットのあるなしで随分変わってくる話にもなるのかなというふうには思います。

流れからいくと、多分世銀のほうのオフセット、決まってないからわからないのですけれども、少なくともIFCなんかでも取り入れているわけですから、考え方として取り入れていく可能性が高いという前提で議論をしたほうがいいのかというふうには個人的には思っております。

ということはつまり、本当は広めにとるのと、ここだけは手をつけるべきではない、オフセットがあっても手をつけるべきではないという場所と、両方多分スクリーニングできるような考え方というのを出していくのが最終的には必要になってくるのかなと思うのですけれども。今のこの段階ではそこまで議論できないのかもしれないのですけれども、そういう今現在だけの世銀のセーフガードポリシーを考えていると、これがまとまったところにひょっとしたらアウトデテッドなFAQになる可能性もあるかなということはちょっと申し上げておきます。

○篠田 ありがとうございます。まさに世銀のセーフガードポリシーの改定についてはもう今現状で進んでいまして、我々も漏れてくる情報をキャッチしているのですけれども、基本的にまだ世銀の中での検討が中心です。

御存じのとおり、IFCのパフォーマンススタンダード、これに同調する方向性という

のは我々も理解しておりまして、各項目ごとにIFCのパフォーマンススタンダードになり近い形で運用されると。あとはもうオフセットの部分まさに議論がなされているところです。

これから来秋ですかね、秋から冬、または来年の春にかけて各国でのコンサルテーションを踏まえてまた世銀が考え直すと。ただ、内容はまだ全然実は理事会の聞いている情報によりますとそこまでまだ確定していない中での議論を各国に開いた形でやるというふうに聞いておりまして、まだまだ内容が固まる、または実際に運用が変わってくるのはかなり先になるのではないかなというふうに思っております。

翻って今回の運用のところで、世銀のセーフガードポリシーの改定、これを踏まえられればそれはベターなのですけれども、まだまだ本当に何をやるかというところが世銀の方に聞いてもまだ決まっていなような状況の中でなかなか検討をこの中に含めていくというのは難しいのかなと。ただ、もちろん想定を持ってやってございますので、そこは先方のほうが固まってきたら我々のほうも対応と考えるということかなというふうに思っております。

○今中 また、オフセットとセットアサイドに関しては重要な自然生息地における事業実施条件の中で定義されていると思うのですけれども、現在JICAのほうでは重要な自然生息地及び保護地域における事業実施条件というのを整理していないために、生態系のほうのワーキンググループではその点回答案を整理して、JICAとしての解釈を整理できればなと思っております。

○田中委員 言葉のことで、移動種という言葉がありますが、移動種というのは生物多様性の世界では比較的使われる言葉なのでしょうか、どういう概念で使われるのですか。これ以外の言葉は、希少種だとか危惧種だとか絶滅危惧種とか聞いたことがあります、移動種というのは何ですか。

○日比委員 移動性の鳥だとか。

○田中委員 そうですか。移動種というときにそれが通念で特定されればいいのですが。

○日比委員 私もちっと気になった点でありました。多分これ世銀のマイグレートリー。

○高橋委員 これがほぼニアイコールじゃないですかね。 要する渡り鳥ですよ。

○田中委員 渡り鳥ですよ。

○日比委員 ウミガメとか。

○篠田 この移動種というのは実の前のFAQに入っておりまして、それをそのまま使っております。多分何かの英訳の問題でこのような形になったと思うので、そこは確認してみますが。

○米田委員 日比委員のご指摘にもありましたけれども、危急種という言葉ももう今は余り使わない。

○日比委員 そうなんです、そこは私も2番でちょっと。

○田中委員 わかりました。では、言葉をちょっと整理してください。

それから、さっき大きな論点として出た、重要な生息地と森林という二つの柱立てになるわけですが、重要な自然生息地の中には森林以外の海だとか干潟だとかも含まれる、そういうのはどこかに明記しなくていいですか。この二つのことを言っていると、いいんですかね、それで。特段断らなくても読み取れるということですか。

○篠田 まさに柳委員が先ほどご意見いただいたまさに別紙3とここがリンクしているのではないかとこのところのも参考になるご意見かなと思っております、別紙3というところに書かれていると。ただ、この生態系、生物相のところには重要な自然生息地、森林というのは列記されていると。

○日比委員 別紙3も極めて偏った話で。

○柿岡 すみません、ちょっと補足というか、私から提起させていただきます。別紙1の検討すべきスコープというのが最初の大前提としてあるのだと思っております、お手元にガイドラインの別紙1、18ページの下にありますけれども、この中で「大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物相等を通じた自然環境への影響」、それから、その下の社会配慮を含むということで、基本的にはここで全体を網羅していると。

その上でここにある生態系及び生物相といったものが右の19ページで特に詳しく書いているという立てつけであれば、ここで改めて生態系及び生物相で拡大解釈をしていくよりも、まずは全体に網掛けて細かく記載するというに絞らせていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○田中委員 実はさっき出た論点はまさにそういう説明なのです。生態系及び生物相のところの19ページのところに、プロジェクトは重要な生息地または重要な森林の以下となるわけです。そうすると、重要な森林というのは特出しはされているのだけれども、重要な生息地の中には当然ながらここでの共通理解としては今言った里海だとかあるいは干潟だとかサンゴ礁だとか、海のことだとか、当然含まれますということですよ。森林以外のものも含まれますよ、ということを確認したので、そうした確認事項をFAQの中に書いておく必要はありませんかということです。

○篠田 そこはわかるような形で明記するようにいたします。

○松下主査 それが確認できる方法でFAQを、文案をつくるということですね。

○篠田 はい。

○松下主査 ちょっと議論が紛糾というか私の進行の不手際もありまして大分時間をとりましたので、ちょっとここで一旦休憩をとりまして、15時55分に再開ということにさせていただきます。

(休 憩)

○松下主査 それでは、再開いたします。よろしいでしょうか。

前半では議題1の最初のコメント、1番目のコメントについて議論をしていただきました。既に重要な生息地に関するFAQについてかなり幅広く議論をいただいたので、いただいている意見の番号で言うと1から26まで全部含めてこれまでの議論に加えて再度議論すべき事項があるかどうかについて検討していきたいと思いますが。回答で既に了解していただけている部分は省いて検討していくと。方向としては、一つはFAQ自体に対する修正意見というものと、それからFAQでは書ききれないので今後検討すべき論点として残しておきたい点という形で各委員から意見をいただきたいと思います。

それでは、日比委員から、2、3。

○日比委員 ありがとうございます。2番は、ここはこういうレッドリストの分類が最新版ではこうなっていますということを書かせていただいたのですが、これが実は26番の私のコメントにつながっております。今新しい回答案の中ではCritically Endangered and / or Endangeredの二つセットに回答案を1の、ここの1のIUCNのカテゴリのCRとENになっていて、vulnerable、VUとそれから多分今のIUCNのカテゴリで言うとNear Threatenedかな、これらは先ほど少しご意見があった危急種とかあるいは希少種、希少種が多分前の分類でのNTになって、危急種がvulnerable、VUに相当するものになるかと思うのですが。世銀のスタンダードだとその二つも含まれているのですね。26のお答えでは世銀に準拠していますというふうに書かれているのですが、であればVUとNTもここに入るべきだろうというふうに考えます。というのが2と26になります。

○松下主査 具体的にそれではFAQをどう変えるか、あるいは論点としてどう残するかという点については。

○日比委員 それが1)の中にCR、EN、VU、NTに該当する種にとって重要な生息地と。

○松下主査 よろしいですか、それをでは入れていただくと。

○日比委員 これは多分これまでのこのガイドライン上の文言とそれから世銀のポリシーとは少なくとも整合しますので、そこから削るのであればそれなりの根拠をご説明いただきたいなというふうに思います。

その下に脚注の4のところですね、rare、vulnerableというのが希少種、危急種になると思います。これは多分レッドリストの改定される前の分類の呼称になっているかと思うのですが。

○土生 お答えします。この作成の段階においては、このvulnerable等については入っていないという理解で作成をしておりました。今回の回答案を作成したときにもう一つ参考にしたのがIFCの「重要な自然生息地」の定義のほうでありまして、こちらのほうでは基本的にはCR、EN、Critically Endangered and / or Endangered speciesというところを対象にしているというところがありましたので、こちらのほうを基に回答案

を作成いたしました。

今いただいたコメントを参考に、再度検討という形にはさせていただきたいというふうに思っております。

○松下主査 ありがとうございます。では、今、日比委員のご指摘事項は再度検討するということをお願いします。

○日比委員 3はもう結構でございます。

○松下主査 日比委員、ほかにも意見を言われていますが、それも含めて。

○日比委員 では続けてよろしいですか。

○松下主査 はい。

○日比委員 次の石田委員のご意見は。

○石田委員 4番はもう大丈夫です。

○日比委員 5番は、これも結構です。

それから、6番も、これも結構です。

あとも私の意見を続けます。23番、ここは休憩前の議論でかなり含められているかと思えます。一つだけ懸念として挙げましたのは、生息地を対象に、もとの項目は生態系、生物相なのだけれども、その下に実際に対象としているのは生息地という面的な広がりを持つ物理的な対象にしていると。それが要は質的な面への影響というものが明確に解釈されるかどうか、されまうと言えはそれまでなのですが、どうしても面的な広がりへの影響がどうかという捉えられ方をしないかという懸念でこのようなことを書いております。

これ次の2部のほうでも似たようなちょっと提起をさせていただいております。ひょっとしたらそちらのほうで議論させていただいたほうがいいのかもかもしれません。

○松下主査 次は。

○日比委員 ここは例示として、今回のこの第1部のところでいけば例示として1、2、3、4、5で、新たに6をつけるあるいは加えないという話になっているのですが、私は、これは果たして例示なのかというのがそもそも議論して、分類というかあるいは条件なのではないかと。例示というのは例えばじゃあ1とは例えばこういうところですよという具体的な地名なりが出てくれば例示なのかなと思うのですが、これが例示と言われるとちょっと文章的に違和感を持ったというのが一つと。そもそも例示というのはどういう意味なのかというのが気になって、例示にはまっていればもう明確に重要な生息地であるという理解でいいのかどうか。要するにあくまで例ですということも言える。そのとおり例というのが一体どういう意味なのかというのがちょっとわかりにくい。

それから、五つ並んでいるのですが、それがどういう関係性、どれか一つを満たせばいいのか。例だからどれか一つという話でもないということなのかもしれないのですが、どうもこの並んでいるものが例ですというのは非常に違和感を感じ

じて、例ではなくて条件とかあるいは重要な自然生息地とはここに書かれているものは少なくとも重要な自然生息地として解釈しますというようなもので、例というのはちょっと違うのではないかなというふうに思ってこのような質問をさせていただきました。

○松下主査 対案とかありますか。

○日比委員 そのために重要な地域であり、以下の項目を、要はこの以下のものを一つでも含めば重要な生息地であるという……

○松下主査 25で書いてある。

○日比委員 そうですね、25、はい。そうですね、以下に示す地域を少なくとも一つ含むというようなことを頭に持ってくるとか、私の理解はそういう理解なのですけれども。

○松下主査 逆にそうすると、以下に示す地域を含んでいない地域は除外されるわけですね。

○日比委員 いや、最低限これらは含まれるということだと思います。だから、そこにはないからじゃあ重要な生息地でないのかというのは、これはまた別の議論になってくるかと思います。ひょっとしたらそうなのかもしれないですけども、少なくともこれらは重要な自然生息地ですよという形でないと、なんか例えですと言われるとなんか違和感を感じます。

○長瀬 例えという言葉がよくないので、以下のような条件を満たした場合とか。

○日比委員 恐らくここに書かれている内容は例えと言うよりは条件かなと私は理解するのですけれども。

○松下主査 以下の条件の少なくとも一つを含む地域とか、以下の条件としますか。

○日比委員 条件。

○松下主査 以下の条件を少なくとも一つ含む地域。

では、日比委員のご意見はテイクノートしたということで。

次に、石田委員のほうから、回答を踏まえて追加的なコメントがございましたら。

○石田委員 何番からですか。

○松下主査 4番から。

○石田委員 4番はもう。

○松下主査 4番はOKですね。ありがとうございました。

それでは、8番。

○石田委員 8番も、はい、これも冒頭でご回答いただいたので。ただ、やはり整合性をとれるかどうか心配なので、その点だけは表明させてください。お願いします。

○松下主査 それから、9番はさっきちょっと議論したので。

○石田委員 9番、はい。

あと私は22番だと思います。22番も議論していただいて、この一定の結論が出たん

じゃなかったでしたっけ。

○松下主査 わかりました。

○石田委員 私は以上です。

○松下主査 ありがとうございます。

そうしますと、米田委員のほうはいかがでしょう。残された論点。

○米田委員 7番はこれで問題ありません。ただ、統一をしたほうがいいのかというふうに思います。

9番は先ほどお話ありましたよね。あと、この9番で私の書いた話は最後の三つ目の議論と関わりがありますので、そのときにまた議論できればと思います。

17番、先ほど申し上げました。

21番も先ほど申し上げました、「自然生息地」の定義を入れてください、入れたほうがいいのではないですかという意見です。

以上です。

一つだけコメントさせてください。先ほど挙げられた（自然生息地の）例あるいは条件の（1）ですけれども、確認していただきたいのですけれども、IUCNの今の定義ではThreatened Speciesの定義としてCR、EN、VUという形になっているはずなので、個人的にはそれを入れるのがいいのではないかと思うのですけれども、その部分は確認、検討してください。

○松下主査 ありがとうございます。

あとほかの委員でこれまで出された意見あるいは回答を踏まえて追加的なコメントあるいはご意見がありましたらお願いします。

高橋委員。

○高橋委員 先ほどの重要な森林も私は議論が終わったつもりでおりまして、その修正の下の重要な森林とはというところで、重要な自然生息地の森林のほか、聖なる森林ということで、「ほか」が入っていなかったので「ほか」をマイナーな話としてちょっと休憩時間に今中さんにお話をしました。そうすると大分認識が違ふということが判明しました。

というのは、私はあくまで自然の生息地について1と2があって、そしてそれ以外に聖なる森林などのいわば先ほどお話をした重要な森林という定義があるという認識ですが。今中さんのほうでは世銀その他の定義でhabitatの中に1と2が入っていると。従って、聖なる森林というのは重要な生息地の例が聖なる森林だというお考えでした。それは、私は大分認識が違ふので。

もしそういうことであれば、例えばですけれども、重要な生息地または重要な森林とはで1と2を書けば、下の重要な森林云々というのは書かなくてもいい。それはまさに重要な生態系サービスという後から入れた6がそういうものを含んでいるのですから、私はそれでもいいのかなという気がしました。その辺のhabitatという他のドナーの定

義にこだわって重要な生息地という中で文化的なものも含めて読むのか、あるいは重要な自然の生息地とは別に重要な森林、文化的なものがあるというふうに言うのか、そこはちょっと随分大きな考え方の違いではないかというふうに思いました。

以上です。

○松下主査 そうすると、最後、重要な森林に関する定義は削除すると。

○高橋委員 だからこれは皆さんのご意見同意次第ですが、もしそういうことであれば私は重要な自然生息地あるいは重要な森林というのはこういうことで（１）の１から６まで、及び（２）の伝統的地域コミュニティ、それでカバーされるのかなという気がしますけれども。

○松下主査 生息地、括弧、または重要な森林と現在の案のように。

○高橋委員 これはまたは重要な森林というのは私が提案して今入れてもらったのですが。ただ、それは別に分けたほうがいいという当然そういう考え方もありますから、それはどちらにするのかですけれども。

○米田委員 私が引かなかったというか納得してしまったのは、この重要な森林の中に自然生息地が入らないのではないかということを思ったのですね、高橋委員のコメントを見て。

○高橋委員 重要な生息地以外の重要な森林があるという私の。

○米田委員 じゃなくて、植林地とか植栽されたものであるとかいわゆる自然という言葉がついたときに多分入って来ないであろうものが含まれているのかなと思ったので、そういう意味で残さないといけないのかなというふうに思ったのですけれども、そういうものも含まれるというふうに考えていいのでしょうか。

○高橋委員 私は含まれると。それは生態系サービスかなというふうに思ったのですが。

○米田委員 一応上は重要な自然生息地と言っていますので。

○高橋委員 だから、重要な生息地または重要な森林、両方含めて。ああ、１にもまた重要な森林入れなきゃいけないんですね。

○米田委員 自然生息地と、上に入れてしまうということですか。

○高橋委員 余り入れこれするとよくないから、やはり分けたほうがいいですかね。分けたほうが明確になるか。

○米田委員 余り細かいことを追求するのも時間の無駄なので、このほうがいいのかもしれないなという気もします。

○高橋委員 いずれにしろ今中さんの認識とは別に重要な生息地以外に重要な森林というのがあり得るという認識で、それは皆さんご同意、JICA含めて同意いただけるかどうか、そこによって文章の書き方が大分変わってくると思います。

○松下主査 それでは、とりあえずこの案で戻しておくというふうにしたいと。重要な自然生息地または重要な森林。

○高橋委員 もとに戻してください。

○田中委員 もとに戻して分けたほうがいいんじゃないですか。

○松下主査 戻しますか。じゃあもとに戻します、はい。

それでは、この案でとりあえず次にいかせていただきたいと思います。

それでは、それ以外に議題1に関連してコメントがありますでしょうか、もしなければ2のほうにいきたいと思います。2番の著しい……。

○鋤柄委員 ちょっと資料をいただいたときに気がつけばよかったのですが、自然生息地という定義を各銀行等々おやりになっていますが、アジア開発銀行はnatural and modified habitatと書いてあるのですが、これはJICAとしてもこれと同じということなのでしょうか。今も話にありましたけれども、天然林だけではなくて択伐した後に植栽したような林も含むと、それは今考えられているのはどちらなのかというのはちょっと確認だけしていただければ。

○今中 すみません、どちらにその記載がありますか。

○鋤柄委員 Both natural and modified habitat、その部分です。

○今中 重要な自然生息地を今回定義しておりまして、自然生息地、natural habitatやmodified habitatについてはJICAのほうでは今定義をしていなくて、ですので自然生息地の定義を次回の生態系のワーキンググループのときにできればと考えております。

○鋤柄委員 そうか、そういう話でしたね。わかりました。

○松下主査 それでは、議題2番の「著しい転換または著しい劣化」に関する議論をしていきたいと思います。

新しい回答案が示されていますが、新しい回答案に関連して残された意見がありましたらまず出していただきたいと思います。

○高橋委員 今の議論の続きで、著しい転換も著しい劣化も私は34番で意見出しましたけれども、重要な生息地とは別という認識で重要な生息地あるいは重要な森林である状態が両方とも、それを入れないとまずいのではないかと思います。回答欄ですね、著しい転換のところまで、重要な自然生息地だけしか書いてありませんから、重要な生息地または重要な森林。下の劣化も同様ですね。

○日比委員 こも田辺委員からの指摘と重なるところだと思うのですが、世銀のポリシーではcritical or other habitatsとなっているので、そこをどうするかというのは。この重要な生息地または重要森林とすると当然この前の議論のところを対象としたところがどれだけ劣化されるかという話になると思うのですが、上の世銀の定義を踏まえる、そのままでないにしても、少なくとも世銀の定義はother、重要なもの以外の生息地も含んでいる、じゃあそこを含めない理由は何かというのはお伺いしたいと思います。

○松下主査 これはいかがですか。

○今中 まずガイドライン上「重要な」というものが頭に入っているため、ガイドラ

インを所与としての議論で「重要な」を残したままの回答案となっております。ただ、ご指摘のとおりでございまして。

○篠田 そこは多分論点に残させていただくのだと考えております。

○松下主査 では、日比委員として必要であると思われる、論点として、世銀のガイドラインとの整合性をどう担保するか。

ほかに、FAQの表現に関わるご意見ありますでしょうか。

○高橋委員 これは日比委員かな、当該地域の原生種を保全して、原生種とは何ですかね、ちょっと余り私そういう言葉なじんでない。

○日比委員 そこはnative speciesというの、ここも世銀の文言をあれにしたんですけれども。

○高橋委員 Native species、普通は多分在来種とか。

○日比委員 そっちのほうがいいですね。

○松下主査 当該地域の在来種ですか。

○日比委員 そうですね、在来種のほうが的確かと思います。ありがとうございます。

○松下主査 それでは、一応FAQ案はこの案にしまして。

○日比委員 あともう1点、すみません、よろしいですか。「足らしめる」は取ったんですね。

○高橋委員 劣化のところですけども、今の修正でいくと単なる在来種の保全あるいは維持抜きのということだけですが、もっとほかのいろいろな機能があるわけですね、特に重要な森林においては。それが著しく減少するという意味合いも含まないとまずいのではないかと思います。

○今中 機能という言葉の中にそれらが含まれているという。

○高橋委員 それを維持する機能というのは、それが何を意味するのですかね。在来種を保全維持するというふうに私は理解してしまったのですが。

○日比委員 私が提案したときはそういう意味でそれを使ったので、私は高橋委員のおっしゃるところまでは含んでいないので、それは含めるべきかなとは思いますが。

○今中 であれば、当該在来種の機能を……。

○石田委員 従来自然生息地または重要な森林が持っている機能で。

○今中 そうですね。

○石田委員 在来種は在来種1個のテーマとしてある。

○松下主査 在来種の保全だけに特化せずに、在来種は保全されて、なおかつ、もとの案であった自然生息地としての種の保全機能が減少しないようにする。

○日比委員 そうですね、種の保全というのは含めてもいいと思うのですが、私がこれ提案した際の問題意識は、重要な自然生息地としての種の保全機能というのがどのレベルでの種の保全かというのが明確でない。例えば絶滅を回避するという

上での、生物多様性上の絶滅を回避するというのが種の保全機能であれば、ほかのところに種があればここでは別にこの地域でなくなってもいいと読めなくもないので、少なくとも世銀のポリシーはそうではなくて、この地域のnative speciesの保全機能が劣化しないことということなので、そういう文言にすべきというのが私のもともとの提案でした。

○松下主査 これではよろしいですか。先ほどの高橋委員のおっしゃっていたところまで。

高橋委員、いかがですか。これでよろしいですか。

○高橋委員 ええ。

○石田委員 一つだけ確認ですけれども、著しい劣化には生態系サービスの機能というのは入ってないのですね、でも種の保全。

○今中 機能の中に含まれてきます。

○石田委員 含めて、viable populations of native speciesというのが世銀定義ですね。

○日比委員 私が提案したのはあくまで種の保全機能であって、生態系サービスの機能は含めていなかった。そこまでは考えずにやりましたので、世銀の文言だとこうですという。

○今中 世銀でもabilityが含まれているので。

○石田委員 maintain populationsなのですね。

○日比委員 より広い概念までは含んでいないというのは確かに一つ課題としてあるかと思います。

○石田委員 それが生み出す機能までは入っていないように、世銀の。必要であれば入れてもいいんじゃないですか。今までの議論だと生態系サービスの話も出て、課題1の議論だと生態系サービスの話もずっと出てきていましたから、ここも同じ文章の中なので、それは入るんじゃないでしょうか。それとも生態系サービスは自然生息地のこの次にあるという議論の場で議論したほうがいいんでしょうか。

○鋤柄委員 これは、世界銀行は二つに転換と劣化と分けていますが、ほかのIFCとかアジア開発銀行は転換と劣化というのはこういうふうに定義しますといって2項目になっていますけれども、それではいけないのでしょうか。そのほうが生息地としての機能を割と広く言っていることと、在来種の保全機能を両方言うことになって、どちらが転換でどちらが劣化だということが言えなくなってしまうけれども、そのほうが包括的にわかるのではないかなという気がします。これは世銀のほうの書き方をぜひ踏襲したいという何か積極的な理由があるのでしょうか。

○篠田 基本的には御存じのとおり我々のガイドラインまず第一義的にセーフガードポリシーと大きな乖離がないところということなので、セーフガードポリシーを一番優先的にレビューをしてそれを使っている。かつ、今中が申し上げたとおり、しっかり分かれているのでわかりやすいのではないかと思います。

あとは、FAQがもともとこういう立てつけになっていて、それをそのまま採用しなきゃいかんということはないのですけれども、やはり一番最初に見るべきセーフガードポリシーでもこのような形になっているので、そこは可能性がいろいろあるけれども、セーフガードポリシーを捉えてこのような形にしているということです。

○高橋委員 世銀などにも書いてはあるのですけれども、もっとわかりやすく言うと、これ両方とも転換にしる劣化にしる最終的には、私も34番のコメントで書いたように、状態なりあるいは機能が著しく消滅あるいは著しく減少することなのです、それは同じなのです。ただ、その方法と言いますか、それがドラスティックに例えば森林なり生息地がかなり違うものになってしまうのが転換であって、見た目の状態が同じようだけれども、質的に悪くなっているのが劣化なんです。だから、そういうことがわかるような言葉を選べばいいと思うんですね。

この場合には両方とも著しい転換のほうにそういう、完全にとは書いてありますけれども、そういうドラスティックな転換で、劣化のほうは中身が少し状態が変わってるとするのはちょっと読みにくいからわかりにくいような気がします。

○松下主査 何か対案は。

○高橋委員 対案は例えば世銀のように、土地や水の利用による変化によって完全に消滅または著しく減少するというのが著しい転換。著しい劣化というのは、その重要な自然生息地または重要な森林としての機能の維持が困難になると、例えばそんな感じですね。

○鋤柄委員 きっと実際に当てはめる段階で、これは転換ですね、これは在来種にかなりダメージがあるから劣化ですねというような、今日の課題は言葉の定義ですけれども、その実際の運用でかなり使えそうな気はしますけれども。

○今中 実はほかのドナーさんの動きを見てみると、この著しい転換、劣化のこの定義を突き詰めていくよりかは、重要な自然生息地または保護地域における事業実施条件をより整理して明確にしていくことによって事業による悪影響というものを軽減、なくしていく、防止していくという方向性に今流れているんですね。

ですので、ここで今現在の世銀のOPのポリシーのような形で例示を入れていくようなことをしても、多分運用上難しいと言いますか、それよりかは重要な自然生息地などにおける事業実施条件を議論したほうが影響を緩和するという意味では有意義な議論になるのではないかなと考えております。

○篠田 いただいた高橋委員からのご意見としては、わかりやすく書くためにこういう例示だとかもうちょっとわかりやすい言葉というのは確かにあるのですが、多分米田委員からも世銀のような例示を加えてはというようなご意見をいただいて、33番のコメントなのですけれども。ちょっと今中が申し上げたそういう他ドナーの潮流というのもございますし、再三申し上げて恐縮なのですけれども、やはり蓄積している事例というのが余り正直JICAとしては持ち合わせていなくて、ここをより具体的に書く

というのが正直難しかったと。我々つくり込んだときに難しかったと。そういうことであればきっちりと我々が乖離がないとするべき世界銀行の定義というものをここに明示すると。よりやはり例示が必要ということであれば蓄積をしていく、または今、今中が申し上げた重要な自然生息地における事業実施の可否ですとかそういったところの条件を整えていくと、そういう検討を行っていくのかなというふうに思っております。このFAQについては世銀の定義を用いてこのような形でまずはセットさせていただくというのがよろしいかというふうに思ったところです。

○柳委員 ここに書かれているのは言葉の定義ですね。だから、森林だと劣化するとそれは当然機能劣化でしょうというようなことを言っているだけにすぎなくて、どのようなものかという具体的な中身については触れてないのですよね。それは言葉の定義はそれはわかりますけれども、じゃあ具体的にどうですかとその具体を示すことがQ&Aとしては必要なのではないかと。今の段階でこういうようなやつを想定していますよということをしたほうがいいのじゃないですかね。そうじゃないとよくわからない。これは先ほど議論していた重要な自然生息地の1から5の機能が例えば劣化だと機能が減少することを劣化と言っていますよということですね、例示で挙げているやつ、1から5だとですね。

○日比委員 もともとの多分世銀の当初考え方、この世銀のコンバージョンの説明もわかりにくいのは確かなのですけれども、もとの例えば森林であれば森林があって、そこに道路を通すと。森林の木が立っていたところに道路になったところにコンバージョンですね。でもその道路が通ることによって分断されて、例えば種が行き来できないことによって絶滅に向かう、これが劣化というのが多分ここでの説明、世銀が書いた意味なのかなというふうに思うのですけれども。ただ、世銀のコンバージョンのところにも質的な意味合いが若干紛れて込んでいるからちょっとわかりにくくなっているのかなと思うのですけれども。

○篠田 ありがとうございます。まさに私ども実はどうやればわかりやすくなるかというのは十分検討した上でこういった回答になったのですけれども、世銀の中には日比委員ご指摘のとおり、若干の事例めいたものもありますので、ちょっとそこをもう一回精査させていただいて、可能であればそれを例えばこの下に例示として出すとか書くとか、または世銀ではとか、ちょっと一番わかりやすい注釈をつけて、定義以外の事例みたいなものもつけるという方向で検討してみたいと思います。

ただ、いただいたご意見としてはそういった例示もしっかり必要でしょうということだと思いますし、我々としても例示を積み重ねる、事例を積み重ねるというのは非常に大事だと思いますので、それはテイクノートしておきたいと思います。

○松下主査 それでは、よりわかりやすくするために注釈をつけるという形で再度検討いただくということで進めたいと。

○米田委員 繰返しになりますけれども、著しい劣化の部分で先ほどから出ている生

生態系の機能ということ、種を保全するだけの機能ではなくてほかにも生態系の機能というのはいろいろあるので、その機能ということも検討する過程の中で考慮していただければと思います。

○篠田 ご意見はわかりました。ただ、今世銀のものをどういう形で書かれているかというのを我々なりに直訳をするとこういう形になっていて、基本的にはそれに準じた形にさせていただきたいと。

○米田委員 世銀のほうの、先ほどから繰返しになってしまうのですが、自然生息地の定義の中に機能が入っているので、それが当然世銀のほうでは読まれているわけですが、今ここではそのことを言っていないので、それはやはりどこかに書いておく必要があるのかなと思います。

○今中 自然生息地の定義の議論の中でそれをここに注釈でつけてみる。

○篠田 今おっしゃられた点、多分自然生息地のほうで議論が必要になってくるところかなというふうに思います。ただ、そこでの成果品とのリンクがここに多分出てくるんだろうというふうに思いますので、テイクノートして気を付けて留意したいと思います。

○松下主査 それでは、今の米田委員の意見を反映させる形でFAQを書き直す、あるいは論点として残すということをお願いします。

ほかに議題2に関連して指摘事項、論点、ご意見がありましたらお願いします。  
よろしいですか。

それでは、3番目の議題である「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」について、まずはFAQを確認してもらいたいと思います。

現在の回答案について修正意見あるいは追加的なコメントがありましたらお願いいたします。

○日比委員 この回答案に直接ではないのですが、そもそも課題の一つに原則をどう解釈するのかという問題があったのですが、それはいかがなさいますか。

○今中 事業の実施条件として整理したいと思っておりまして、申しわけないのですが、次回生態系のワーキンググループのときに保護地域における事業実施条件というのを整理できればと思っております。

○日比委員 ただ、そこ結構課題、文言の解釈と非常に密接に絡むと思うのですが、

○今中 ここでは地域がどういうものかというところだけをまずは整理しまして、原則としてこういう地域で事業はいたしませんとなっているのですが、ではその原則としてしないのですが、もし事業をするとすればどういう要件を満たすべきかという話を次回のワーキンググループでできればと思います。

○日比委員 わかりました。

○松下主査 原則の例外の解釈については11月に予定されている別途のワーキンググ

ループ、事業適用の可否について議論してもらうということで。

○日比委員 そちらで議論されるということであればそれでいいと思うのですが、ただ一つ引っかかるのは、そもそもそこではやらないということを規定している文章なのだけれども、やる条件を議論するというのはやや引っかかるところはあります。

○今中 その問題が原則としないということを前提で条件を整理しないと、その事業を実施する場合においてその扱い方がプロジェクト別にバラバラになってしまうので、一つの方針をできれば整理しておきたいとは考えております。

○篠田 その議論については多分皆さんご異論があって、多分スリランカのモラガハカンダのときもそうでしたし、アヤゴのときもいろいろご意見が割れたと思うのですね。多分我々の中でもまだ整理はしていないので、どのような形で議論を、結論として、方針としてご提示できるのか、またはいろいろ議論をさせていただいてご意見をいただいて反映させる形にするのか、そこはまた我々のほうでも検討はさせていただきたいとは思っておりますけれども、そういった保護区なんかはこういう原則としてやらないと言っているところでどのような形でプロジェクトを扱うまたは扱わないのか、そういった議論は次回整理というよりも議論させていただければというふうに思います。

○今中 このあたり御存じのように世銀のほうもIFCのパフォーマンススタンドをベースにその条件というのを整理しておりまして、ADB、アフ開などもすべてそっちの方向にっております。我々としてもケースバイケースで判断してしまうと統一性がなくなってしまうので、ある程度ちゃんと方針的なものが一つ整理できたほうがいいのではないかと考えております。

○日比委員 わかりました。

○柳委員 よろしいですか。これを見てちょっと思うのは、これはグローバルスタンダードなのでそれはその前提に法令等というのは当該国の法令なのですよね。だから、当該国がこれは保護地域として重要だと決めている地域というのはまず第一義的にそれを考えなければいけない地域ですよね。その次にグローバルスタンダードで考えているような地域があるかどうかということになるので、法令等とあくまでも当該国の法令ですよ。それじゃないと法令はあり得ないですから。その国の政府がつくった法律の中でここは自然保護地域ですと言っているやつは第一義にそれは配慮しますよということですよ。そこがないので、これは解説としては非常におかしな話かなとちょっと思いましたけれども。

○石田委員 それは私も聞いたとき一番の、IUCNに定義されたルールに基づいた指定地域となっているんです、(5)は。でも、それ以外の例えばベトナムだったかラオスとかで見たような気がするんですよね、別のインプットがあるわけですから。ただ、そこに限定しないほうがいいんじゃないかという気もするので、44番でそういう質問をさせていただきました。

○柳委員 文化遺産のところだけは国などが法令によりとってその当該国が入っているのですけれども、1についてはそのことは触れてないですね。各国が外圧によって決めましたと、要はグローバルスタンダードで決めざるを得なくて、決めた地域だけというようなそういう非常に狭いところを射程に入れていると、そうじゃなくて、その国が自分の国の独自の法令で定めているということですね、自然環境保全法なり自然保護法でこの地域は保全地域にしているということですね、それが問題になっていたのですね、今までいろいろと。アヤゴでも問題になったし。だから、それを除いちゃうとちょっと話が違わないですか。

○篠田 ありがとうございます。いろいろ考えるときに実はそこも検討していたのですけれども、おっしゃられるとおりなので、含める方向で今書いておりますけれども、検討したいと思います。もともとはそれももちろん念頭に置きつつ、ただそれはIUCNなんかのそういったものとか幾つかのそういう国際機関が定めるものがそういう国のものも包含するのではないかなというふうに思っていたので、ちょっと抜け落ちたというか包含されるというふうに思ったので広く捉えていたということです。ただ、そこは明記するということで。

○松下主査 今柳委員のご意見は、FAQに反映するというので修正をお願いします。ほかにはいかがでしょうか。

○鋤柄委員 このIFCの環境保護地域の定義のところですが、私の読み方がおかしいのかもしれませんが、ナチュラルリソースのマネジメントのための地域というものが入っているように見えますけれども、これはJICAのガイドラインで自然保護のために指定した地域には入らないという解釈でよろしいのでしょうか。

○今中 すみません、もう一度お願いいたします。

○鋤柄委員 IFCのパフォーマンススタンダードですか、表題のところにSustainable Management of Living Natural Resourcesという書き方。

○松下主査 スライドでいうと37番ですか。

○鋤柄委員 はい。これはJICAのガイドラインではこういうものは想定していないということではよろしいのですかね。

というのは、それこそ高橋委員とも以前別の場面で相談したと思うのですけれども、日本の場合ですと漁業保護地域ですとか鳥獣保護区ですとか休漁区ですとか、その魚採るための資源を休ませておく場所とかそういうものもあって、それは確かIUCNの保護区の定義には含まれているんです。そういうものも想定してそこではプロジェクトやらないというふうにそういう原則を立てるのか、そうではなくてもう少し限定したと言いますか、土地の改変ですとかそういったものを禁止している地域に限定するのか、その辺というのは特に。

○今中 保護地域に関してはIUCNの文化的な価値観なども含めた定義も含めた地域というのを今回JICAの中でも当てはめるという整理になります。

○高橋委員 そこについては先ほど柳委員もおっしゃっていたところですが、基本的には各国が、あるいは地方自治体も含めて、その相手国が指定をした保護地域であるべきです。このJICAのガイドラインでも政府が法令等により特に指定した地域となっていますね。その政府がではどういうところを自然保護地域として指定するのか、それは国によっていろいろですが、国によってはIUCNのガイドライン1から6までありますけれども、それがすべて自然保護地域として設定されているところもあります。ちゃんとIUCNに基づいて法律に書いてあるところも、そういう国もたくさんあります。そうなれば今鋤柄委員がおっしゃったような資源管理、これはカテゴリ6に入りますけれども、そういう地域も当然自然保護地域として認識すべきです。もしその国がカテゴリ6のようなものは自然保護地域ではないというそういう法律上の位置づけであれば、それはJICAとしては自然保護地域ではないという位置づけで、そこは非常に単純であるべきです。

そういう意味でこのIUCNが言っているとか何とかというのは、これはあくまで例示であって、基本は国などの法令により自然保護地域として指定した地域。

2番目のUNESCOとか世界遺産、これも条約が勝手に指定するのではなくて、あくまで各国が主体となってその地域を指定するわけですから、それはその各国が指定をした自然保護地域の例示としてUNESCOのマブ地域があったり世界遺産の地域があったりラムサール地域があったりということだと思います。

○篠田 すみません、実はそこについては先ほど申し上げたとおり、回答のときに我々も検討していたのですが、ここの切り取り方が余りよろしくないのかなという気もするのですが。高橋委員がおっしゃられるとおり、ガイドラインの方法としては政府が法令等により自然保護や文化保護のために特に指定した地域ということがガイドラインに書いてあって、その後段の自然保護や文化保護のために特に指定した地域というのはどういう地域ですかと、そこだけ切り取ってしまっていてかなりわかりづらい。これらを政府が法令等により規定するという立てつけになってしまっている、非常にわかりづらい話になっているかなと思います。

ですので、ここは相手国が法令として定めるというのがやはり原則としてあるというのはそのとおりだと思いますので、そこはわかるようにまずは入れると。問も含めてそこは考えたほうがいいかなというのが今ちょっと私の思ったところです。

○田中委員 いや、今お二人がおっしゃられたのは、最初の書き出しの国際自然保護連合に定義された保護地域のルールに基づき、という限定が必要かどうか。もうそれはある意味括弧書きにして、つまり各国政府が法令により、あるいは各国等が政府等の法令により自然保護のために指定した地域というだけでいいのではないか、ということではないんですか。

○高橋委員 ただそうすると、その例示としてIUCNの……

○田中委員 そうそう、入ってくるんだと。

- 高橋委員 あるいはUNESCOというのが入ってくると。
- 篠田 今多分田中委員がおっしゃられたのはそのまま問になっていて、それは何でしょうかと質問になっているので.....
- 田中委員 例示としてそれが入ったほうが良いということです。
- 篠田 そのほうがわかりやすいということですね。
- 田中委員 そうということです。
- 篠田 わかりました。
- 米田委員 ちょっと違う視点かもしれないのですが、例えばカンボジアのこの前トンレサップの生物圏保存地域やりましたけれども、あれも法律でカンボジア政府は指定しています。ただ、その区域の中にコアとバッファとそれから移行地帯まで入っているわけですね。この前の道路は幸いというか移行地帯のすぐ外ということでそれ以上議論しませんでした。あちらの国の法律あるいは指定した意図からすれば、移行地帯の中であればもしかしたら道路は通してもよかったかもしれない、あるいはそのほうが良いかもしれない状況にあって、単に法令により自然保護地域として指定されている地域という表現にしてしまうと行き過ぎてしまう可能性があるのではないかとというのがちょっと不安なのですね。
- やはり先ほどどなたかおっしゃっていましたが、開発行為が禁止されているとかそういうような表現も入れたほうが良いのかなと思うのですが、それは余りにも消極的でしょうか。
- 日比委員 それは逆に先ほど原則特例の条件付けの議論かなと思うんですけど。
- 石田委員 私もそこは水産関係者がこれを見れば、恐らく山もそうだと思うのですが、更新可能生物資源というのは産業に利用するのは当たり前なのです、日本は特にそうです。そうすると、保護というよりもむしろ利用するために禁漁区を設けたり、先ほど鋤柄委員もおっしゃられた禁漁区を設けたり禁漁期間を設けたりするわけです。それは産業のためなので自然保護ではない、だから自然保護地域として指定されてないからいいじゃないかという解釈も成り立つわけです。一つの例ですけども。
- 高橋委員 先ほどの米田委員のMAB地域、生物圏保存地域で移行地域、トランジションと、それは例えば2番目でそこまで細かく書くわけにいかないで、UNESCOの生物圏保存地域と言えればそれは移行地域も全部含めてになってしまいますよね。だから、そこは今までお話があったように、では実際にそれをどうやって当てはめるかという議論でこのFAQではそこまでは無理ではないかと思いますね。
- 米田委員 今回のガイドラインにはMABのコアエリアというふうに表現しているものがあつたのですけれども。多分MABだけではなくてほかにもそういうものがあるのではないかなと。

○高橋委員 例えば国立公園でもそういうコア的なところとバッファー的なところとがあるわけですね。それすべての法制度について書き分けるのはちょっと無理じゃないでしょうか。

○篠田 そこは結構悩ましい部分で、JICAの中でも世界遺産の端っこのほうでやる、技プロのようなものがある、それは世界遺産のものと、世界遺産の中だからやってはいけないという議論を適用するべきなのかどうか。コアエリアと余り世界遺産と関係ないような場所まで入っていると。あとはスリランカなんかはかなり全土がほぼ保護区になっているようなところで、開発はOKだとされている中で、保護区だからだめですというふうに一概には多分言えなくて、そこは国の背景または案件で何をするのか、そういったところでの判断、第1回でよく出てきましたけれども、合理的な判断というところが多分なされるのだと思うので。なかなか一概に書くのは難しいかなというふうには思います。

○松下主査 それは事業の可否だとかあるいは例外的な開発だとかそういう残された議論として11月の場で再度議論するということですね。ここである程度包括的な書き方にとどめざるを得ないということ。

○高橋委員 ガイドラインに書いてあるから当然と言えば当然なのですが、ここで言う政府が法令等に定めるというのは、政府には中央政府と地方政府含むと書いてありますから、FAQにも念のためにそういう地方自治体と言いますかね、それも入るんだというのをぜひ入れていただきたいと思います。私もコメント、質問でもそういうふうに。

○松下主査 一応国などということで「など」に地方政府入っているという解釈。

○高橋委員 今文化財の国などを自然保護にも適用したからいいけれども、従来は各国がという国しかいなかったんですよね、それがちょっと不明確だったものですから。あるいは国というのとガイドラインと違う言葉もあれでしたら、政府（中央政府及び地方政府）と、ガイドラインと同じ言葉にするという方法もあるかと思います。

○松下主査 では、それは配慮していただきたいと思います。

○日比委員 もう1点は、今の1の最後のところで、これらの地域は領域を明確に定義され云々かんぬんで、計画に基づいて管理されている地域とあるのですけれども、計画されているけれども、管理されていない地域というのは多々あると思うのですけれども、それはここでどう、どっちに含まれる。管理という言葉に、計画したことはもう管理に含まれているのか。

○今中 計画というのはプロポーズドサイトの話ですか、それとも承認はされているけれども……

○日比委員 管理計画、管理されていないといういわゆるペーパーパークですね。この文章の解釈でいくと、解釈の仕方によってはペーパーパークであればOKということになりかねない。

- 今中 それを議論するために事業実施条件を整理したいなとは思って……
- 日比委員 いや、それは違う。ペーパーパークは本来保護すべきだけれども、例えば十分なリソースがないとか、そのための十分な法令が例えば整ってないとか、組織が整ってないとか。非常に守るべきだとその国が考えているのに守れてない地域、管理したいけれども、できていない地域。
- 今中 それは保護のために指定した地域には含まれないのですか。
- 高橋委員 日比委員がおっしゃられるのは、単なる政府が例えば候補地的に考えているところなんか、実際に法律に基づいて指定はしてあるけれども、管理はされていないとか、通常ペーパーパークというのは法律、制度上はきちっとできているんです。ただ管理はされていない。その場合はFAQでそれを書き分けるのはかなり難しいのです。
- 今中 それは自然保護のために指定した地域には入ってきますよね。
- 日比委員 では、上にも含めているということでもいいのですよね。
- 今中 はい。
- 日比委員 わかりました。多分最初の書き方だとそこが分かれてなかったのもそういう質問。
- 高橋委員 そこで、今のに関連して、私の41番の質問で、候補地は含まれるかということで修正を反映いたしますというのですが、候補地についてはどういう形式になるんですか。
- 今中 すみません、候補地は含まれておりません。
- 高橋委員 候補地は含まないという解釈ですか。
- 今中 含まれておりません。含むかどうかについてはちょっとまだそこまで議論、JICAとしては、検討はしたいとは思いますが、IFCは含まれているのですよね、確か。
- 高橋委員 他のドナーはほとんどが含まれていると思いますけれども。
- 今中 そこは検討させてください。
- 高橋委員 多分候補地といってもいろいろなステージがあるわけですね。例えば世界遺産のように世界遺産の暫定リストというのがあって、それに載っているもうかなり明確な候補地と、あるいは単なるこうしたいなというのとでは随分差があるんですね。少なくとも例えば国の何ヵ年計画かで指定予定したのは場合によっては反映してもいいのかなという気がします。その辺をご検討いただきたい。
- 篠田 今世銀の運用では保護区については含めていないというふうに理解しています。ただ、IFCだとかほかのドナーで候補地を含めているケースもあるので、今後どういう流れになっていくかということだと思います。ただ、今この段階ですぐにJICAがでは候補地を全部含めましょうという形の運用にはならないというのはご理解いただきながら、この辺も多分いろいろ議論がなされているところだと思いますので、そこを注視しておく。いただいたご意見ということでメモしておきたいと思います。

○柳委員 高橋先生指摘された国などがというところがありますね、地方政府もあるのじゃないのということで、法令という和法律、要は国会がつくる法律と行政機関が制定する命令しかないんですよ。それに条例を入れるかどうかというのはいろいろ疑義があるので、こちらのほうでは法令等と言ってそれも含みますよというふうに「等」をわざわざ入れたわけです。だから、あそこには法令ということだったら条例を含むとか入れておかないと、またこの議論を繰り返さなければいけなくなっちゃうので。法令等というのは何で「等」が入っているかという、条例、地方政府がやるやつも入っているからということに明確にしておいたほうがよろしいようです。

○篠田 わかりました、ありがとうございます。

○鋤柄委員 今読んでいてあれと思って、1.の二つ目の文、「これらの地域は」から始まって、最後も「地域」で終わっているのですが、何か欠けていませんか。地域を指すとか。「管理されている」でマルにするとか。それだとちょっと変ですか。

○篠田 そういう意味では、地域地域とたくさん出ているので、これらは目的として管理されている地域を指すとか、ちょっとわかりやすい文言。

○鋤柄委員 日本語としてなんか変かなと思います。

○田中委員 指定した地域、これらの地域は、というまたこの重なりがあるので、つなげてもいいかもしれませんね。地域であり、これらは、とか。

先ほど米田委員がおっしゃられた、一時的に指定した地域の中でも、いろいろなグレードというか段階があり、例えば移行地域的なところについては一定程度開発なりあるいは周辺のところで、そういうものを認められる可能性あるのではないかという話がありました。その趣旨は大事な指摘だと思っています。つまり、具体的な適用に当たってはとは、何かそういうことを、現地の実態に合わせて検討していく。そういう趣旨を書いておいたほうがいいかなと思います。米田委員の指摘のように、一律的に法令で特に保全した地域、ここで言えば特に指定した地域だ、そこに限定してしまうと、一たん法令で指定された地域は、全部自然保護もしくは文化遺産保護のための地域としてなってしまう。

この指定の中に、いろいろ段階があるのではないかという趣旨だったものですから、そういうことを読み取れる文章があるといいなと思いました。

○篠田 多分おっしゃられているところは、具体的なところは次の回でも十分議論されるのだと思うのですが、今この回答の書き方としては、以下のようなものがあると考えられますとして例で出しておりますので、例えば考えられますと。その後にそれぞれの適用について個別の事例で判断させていただきますとかそういうことを書くというのも一案としてあるかなと思います。

○田中委員 大きく言えばそういうことですね。

○柳委員 次回出られないので、その関連でちょっと申し上げますと。これ一回議論になったので、こういった指定地域が実施する場合には配慮しましょうというやつを

この委員会で決めたわけですよ。指定地域に密接してプロジェクトを行われる場合ですよね。その場合であっても指定地域から外れていいと思うのですね、その点等配慮しなければいけませんよという議論を一回して、それはもう助言委員会としてはそういう理解ですねということになったことがありますので。その辺ちょっと次回される場合に頭に入れておいていただけると。

○篠田 わかりました。

○日比委員 先ほどと同様なのですけれども、例というのが引かかるんです、ここでも。先ほどと同様、特に指定した地域の例というこの例はどういう意味なのだということなののですけれども。さっきはそこを別の用語に置き換えるということになったのですけれども、そことここでこの位置づけがでは違うのかという質問なののですけれども。若干さっきよりも中身がちょっと違うかなとは思うのですけれども、わかりにくいのはわかりにくい。

○篠田 おっしゃられるとおり、これで明確にここですというのは明確になっているわけではないかもしれないのですけれども、先ほどの条件のような概念のようなものを並べているところに比べればまだ比較的UESCOの世界遺産リストに載っている世界遺産地域とかそういったところでより具体性はあるかなというふうには考えております。

○松下主査 これは例としてを取っても、地域としては以下のようなものがあり得ると考えると。

○篠田 はい、ではこれを取った形で。

○松下主査 ほかにいかがでしょうか。

一応いただいた意見はできるだけFAQに反映する、あるいは論点として残しておくという形でまた整理をしていただくということなのですけれども。

○高橋委員 すごくマイナーな意見ですが。自然保護の2番目の世界遺産リスト、下は直っているけれども、上が直ってない。

○篠田 修正します。

○松下主査 ほかによろしいでしょうか。

それでは、今日いただいた意見はできるだけFAQに反映するか、あるいは論点としてまた整理していただくということで、再度事務局のほうで整理していただいたものを委員にメールで提示していただいて、今後の予定について事務局からお願いします。

○篠田 どうも長い時間、ありがとうございました。

今日の議論はFAQを直接皆さんにご意見いただいて直していただいているところもあるので、何とかなるべく早くこれを我々のほうでもう一回レビューをして、皆さんのご意見をなるべく踏まえた形のものにしたいと思っております。

あわせて、前回のWG第1回目で論点になるものを十分残して、次回例えば10年目の見直しとして見たときにこういったことが議論されたかというのがわかるようにして

おいてほしいというようなことが挙げられましたので、それぞれ三つの議題に対しての論点をまとめたものを皆さんにご提示をすることを考えております。なるべく今週中、早い段階でお示しをするという形にさせていただきたいと思います。

本議題については、可能であれば9月5日の全体会合のときに全委員に発表する報告に入れたいなというふうに思っております。比較のご議論をいただいて、いただいたご意見をこちらのほうでまとめれば議論はまとまるかなというふうに思っておりますので、できれば5日の日までに最終のFAQ案を仕上げるというスケジュール感でいかせていただければと思います。

具体的には今週お示しをして、来週木曜日までに確定をしていただきたいなと思っております。目標としては木曜日ぐらいまでには皆様全員にご送付させていただければと思います。

○松下主査 それでは、次回全体会合9月5日に報告できることを目標としてまとめるということで、大変お忙しいところ恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

あとはよろしいですか。

○篠田 冒頭に申し上げましたとおり、次回の議論に回すといったことが結構多く残ってございまして、できれば皆さんからフリーな形でご意見をいただけたらなと思っていたのですが、ちょっと時間も過ぎてしまっているのですけれども、もしこの場で特にという方いらっしゃればぜひご意見いただきたいですし、または残っていただいて我々のほうにコメントいただけるという方がいらっしゃるようでしたら我々も残ってぜひ聞かせていただきたいと思うのですけれども、皆様のご都合次第かなと思うのですが、いかがでしょうか。

○松下主査 いかがでしょうか。

あるいは次回、環境社会配慮の方法を議論するワーキンググループでこういう点を議論していただきたいということを別途メールなり届け出るという方法はあると思います。

○篠田 それでは、大変申しわけないのですけれども、この場は長い時間議論させていただいたので、そういったメールでも結構ですし、今この場でもし後にご意見があるということであれば私どもに言っていただければそのまま我々テイクノートいたしますし、今どうしてもという方がいらっしゃれば発言いただいても結構です。という形でも結構ですでお伝えいただければ大変助かります。

○松下主査 ここでぜひ言っておきたいということがありましたら。

○日比委員 さっきの日程の件、次回の生態系関係の議論の日が世界公園会議と重なっていて、私はまだちょっと旅費が確保できてないので行けるかどうかかわらないのですけれども、高橋委員とか鋤柄委員とかこの分野にかかわる方の多くはそちらに行かれる可能性があるので、ひょっとしたら日程の再検討をしていただいたほうがいい

のかもしれないなと。

○篠田 わかりました。日程ですね。

○松下主査 では、それは再検討。

○篠田 再検討も、はい。

○松下主査 お願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、一応この場ではワーキンググループを閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後5時20分閉会